

平成31年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成31年3月13日（第10日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
総務課長	松尾裕哉	企画財政課長	井崎直樹
水道課長	中村政文	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	笠原政浩	建設課長	喜多忠則
農業委員会事務局長	久原雅紀	農村整備専門監	稲富道広

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

5番	川崎一平	6番	前田弘次郎
----	------	----	-------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第8号 白石町水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道

技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第3 議案第9号 白石町道の駅しろいしの指定管理者の指定について
日程第4 議案第10号 土地改良事業の事務の受託について
日程第5 議案第11号 土地改良事業の事務の受託変更について
日程第6 議案第12号 町道の路線変更について
日程第7 議案第15号 平成30年度白石町一般会計補正予算（第4号）
（産業建設部門の質疑のみ）
日程第8 議案第18号 平成30年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）
日程第9 議案第19号 平成30年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第20号 平成30年度白石町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第21号 平成31年度白石町一般会計予算
（産業建設部門の質疑のみ）
日程第12 議案第24号 平成31年度白石町下水道事業会計予算
日程第13 議案第25号 平成31年度白石町水道事業会計予算
日程第14 追加議案上程（提案理由の説明）

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、川崎一平議員、前田弘次郎議員の両名を指名します。
議事進行について申し上げます。
本日は産業建設部門の議案を審議します。
審議は、質疑、討論、採決の順で行います。
なお、平成30年度一般会計補正予算及び平成31年度一般会計予算は質疑のみにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第8号「白石町水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める

条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

おはようございます。

質問をさせていただきます。

新旧対照表でお願いいたします。

新旧対照表の第3条の4項、ここに括弧の中で同法による専門大学の前期課程を含むというふうなことで、その文言のほうがつけ加えられておりますけども、その文言でお尋ねをしたいんですけども、前期課程の前、前後の前を書いております。完全の全やぎんですね専門大学の全過程をというふうな解釈ができるんですけども、前後の前を書いておりますので、そこの文言の説明をお願いしたいと思います。

また、この監督業務に関してなんですけども、今、うちの水道課の職員さんでこれに該当する人は何名いらっしゃるかというふうなことで、具体的にいろいろ条例で定めてありますので、よくわかりませんので、簡単に、簡潔に、わかりやすいように、どういうふうな資格がこの水道業務上に必要か、こういうふうなあれがあるというふうな、簡単で結構ですので、わかりやすく説明を願いたいということの3点お願いします。

○中村政文水道課長

まず、1つ目の第3条第1項第4号の追加する部分、同法による専門職大学の前期、前の規定ということはどういうことかということの質問だと思います。

まず、学校教育法の一部を改正する法律において、専門職業人の養成を目的とする新たな教育機関として、専門職大学の制度が創設されたと、このことに伴うものの改定ということをごさいます。じゃあ専門職大学というのはどういうものかということになります。学校教育法上の大学には、短期大学と、今回創設される専門職大学が含まれるということになっております。また、学校教育法上の短期大学には、今回創設される専門職の短期大学も含まれると。専門職大学は、前期課程と後期、前と後の課程に区分することができて、前期、前の課程の修了者は短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとされるということをごさいます。

また、専門職大学は、前期2年または3年、後期2年または1年というふうに区分されるということですので、前期課程から後期課程への引き続きの進学だけではなくて、専門職大学は前期課程の修了後、一旦就職してから後期課程に再入学するというふうな学習スタイルが想定をされております。それで、前期の課程の修了者には、短期大学の学位が贈られるということでもあります。ですので、専門職大学の前期課程を修了した者については、短期大学を卒業した者に相当するということになるため、条例上、専門職大学の前期課程修了者が含まれるという旨をこの条例上に明記したものであります。

それと、続きまして、今現在、布設工事監督者と水道技術管理者が何名いるのかという質問だったと思います。今現在、布設工事監督者の資格を有する職員は、町職員

に6名、うち水道課に2名、水道技術管理者の資格を有する職員としては、町職員の中に5名、うち水道課の中に2名というふうになっております。

この趣旨ということをございますが、水道法に基づき、工事の適正な工事、あと水道技術管理者においては、安心・安全な水を安定的に供給するようにと、そういうふうな業務を監督者として正確にできるようにというところで、この条例が水道法の中でうたわれておりますので、その分を本町の条例の中に明記をしたということをございます。

資格の種類ということにつきましては、布設工事の監督者、先ほど言いましたように、工事を行う上において、水道管の構造とか、工事をする上での埋設芯とか、そういう基準にのって施工、工事を指導する、監督するという業務と、水道技術管理者ということについては、安全・安全な水を確実に住民のほうに届けるというふうなことの監督業務ということになると思います。

以上です。

○吉岡英允議員

ありがとうございました。

我が町の職員さんの中にも、同法の資格を持って監督業務をされているというふうなことで、安心をいたしました。

そして、大学のことをもう一回お聞きしますけども、具体的に専門職大学というのは、佐賀県内に実際あって、具体的名前は挙げられんかもわからんですけども、あるかどうか、聞きようぎん途中大学ば、4年大学って考えんで、2年、2年で途中何かあいてもよかというふうな今答弁やったですけども、2年が前期、あと2年が後期と考えるとというふうなことで、途中は抜けてもまた、前期の分にこういうふうな資格だけを要する勉強を修得をされるのか、何かこの大学、通信大学みたいな感じかなあと一瞬思ったりいろいろするんですけども、具体的に県内にはあるかどうかというふうなことと、どういうふうな大学というふうなことをお知らせ願えればと思いますけども。

○中村政文水道課長

専門職大学が県内にあるかということではございますが、そこまで、まだ専門職大学の位置づけというのは、法では決められたということではあったんですが、確実にこれが専門職大学ですよというふうな位置づけができますよというようなことは、調べた中では書いてはなかったかなあとと思います。

1つ、事例として挙がっていたのは、医療機関のリハビリテーションとか、そういう方たちの事例が挙がっておりました。それは、全国で1校出ていたのかなあとという、調べたところがありました。そうしますと、前期でその課程を受けた後にそういう実習といいますか、それを受けた後にまた後期で勉強を行うというような課程に、形となってくると思います。

この水道工事の布設工事監督者と水道技術管理者の資格については、学校教育法の中の一部が取り入れられておりますので、その分が学校教育法上の中の一文として捉

えられたということであれば、その分に基づくものとして当町の条例も変更をするところでございます。

佐賀県内にあるのかというのは、まだ確認をしておりません。
以上です。

○片渕 彰議員

今、関連でございますが、ここの文章を読めば、土木工学以外の大学を出てからは、要するに経験を積ませるということで、経験の、卒業して、この卒業、何年、6年、8年とか、いろいろ文章にあります、経験があればそれを監督員としてみなしますよという大きな問題があるんじゃないかと思いますが、その点について、水道課長どうでしょうか。

○中村政文水道課長

布設工事監督者もしくは水道技術管理者の資格ということでございます。

確かに、議員おっしゃいますように、なかなか机上の上といたしましうか、それと現場での対応と、どういうふうにしたらいいかという施工的なものは、経験が占める割合が高いかと考えております。

それで、布設工事監督者、第3条の中に、1号から9号までございますが、一番最後のほうの9号に白石町独自の条例といたしまして、白石町水道事業においては、5年以上、水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者は監督者としてなり得ますよというふうなことも明記しております。これは、白石町の水道事業の現状と白石町の水道事業の概要を理解して、白石町の地域性のある事業の施策を策定しながら、直ちに工事等の技術上の実務に従事して、経験を積むということになりますので、この5年以上、水道の工事に関する業務に携わった者は、布設工事の監督者として認定するというふうにしております。

あと、水道技術管理者につきましては、主なものといたしまして、第4条第6号で上げております厚生労働大臣の登録を受けたという、水道管理を行う講習会、これを受けて試験に合格した者が技術管理者としての資格を有するというふうにしております。

以上です。

○片渕 彰議員

いろんな資格を持ちながらいろんな仕事を、公的な仕事をやるわけでございますが、その中で土木工学以外のことでも、経験があればいいですよというので文章を書いてあると思いますが、それも大事なことだと思いますが、じゃあそれをどこで誰が監督員としての認めるか、例えば8年、6年、5年とかあります。条例では5年ですか、だからその辺の、例えば課長かわられた、じゃあ初めての人が来てその方たちの技量はどのようにしてわかるか、それとまた一つ、こういう大きな問題は、ただ単に条例、規定で監督員ということのできるわけでしょうか。そういうところをお話をいただければと思います。

○中村政文水道課長

片渕議員の質問については、この条例に定めた経験を積むだけで監督ができるかということだと思います。当然、何でそういう工事になるのかとかというところは、非常に大事なところでございまして、経験年数だけではなくて、その経験年数のほかに、日本水道協会等で講習会等がっております。そういうところの技術の講習会、もしくは配管技能の講習会、それらに参加をしていきながら、日々研さんを積みながら、監督者をつくってまいりたいと考えております。

例えば水道技術管理者の資格は、日本水道協会が厚労省から指定を受けた試験がございまして、日本水道技術管理者の試験、この研修会が約二月ぐらいありまして、最終的に試験がありまして、それを通過した者に修了証が来まして、水道技術管理者の資格を有する者ということで認めてもらうというふうな形になっております。在職経験年数的なところで、その指名は誰が行うのかということになりますが、それは総務課の職員係のほうで、各係に在籍年数等わかりますので、その者の中で確認ができると、町長のほうからの指名と、人事権、人事異動の中での指名ということになります。以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

6人いらっしゃいますが、一番若い方がどれぐらいの方なのか、これ水道課に配属すればいいわけですが、あとの若い人の取得、水道課に必ず1名は在籍していなければならないということがあります。それとあわせて、事業統合になった場合、全く状況は変わらないものか、もちろん白石町で工事をするわけですから変わらないと思いますけども、事業統合に関して全然変化はないものかどうか、その2点お伺いいたします。大体、何人ぐらいいらっしゃる、6人というのは聞きましたけども、今後退職される方もいらっしゃるということで、補充の考えはどのようなふうにご検討されるのか。

○中村政文水道課長

今現在、技術管理者等の職員数で、若い方が何名いらっしゃるのかということですが、40代で3名、町職員の中にです。水道課には1名おります。

今後、その考えはどうなるのかということですが、32年度から水道事業統合という形で動いております。その中で、各構成団体のほうにも技術管理者、もしくは施設工事監督者はいらっしゃいますので、その分の方たちの中で適正な水道工事を行っていくということになると思います。議員おっしゃいますように、若い人の管理者として資格を取るということは、当然のことながら統合後も行われていくというふうにご検討しております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号「白石町水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、本案は可決されました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第9号「白石町道の駅しろいしの指定管理者の指定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

今回、指定管理者の指定ということでの議案です。

経営等の確認をしたいと思います。今回、道の駅の運営母体という形で、カンパニーのほうを指名されたということがあったんですが、もともと、例えば町営もしくは民間、また今回の指定管理者もろもろのやり方があったと思うんですが、今回、指定管理制度を導入されたことについての経緯を教えてください。

○久原浩文産業創生課長

今回、指定管理者の制度の部分を活用させていただいた経緯については、27年から検討協議会、それとワーキング等の部分で実質審議、協議をいたしまして、指定管理でやっていくといったことで、協議をなされております。

当初、27年の基本計画の中でも、指定管理制度のほうがいいんじゃないかといった基本計画のほうもございまして、それに基づいて検討協議会、それとワーキング等で協議して、指定管理者制度のほうを活用させていただくことになっております。

以上です。

○友田香将雄議員

さまざまな経緯を経て指定管理のほうに指定されたということだったんですが、したらこの指定管理制度なんですけど、メリット、デメリット等があると思います。ど

ういったデメリットがある中で、こういったメリットがあるというところの決定になったのかというところをもう少し詳しく教えていただきたいというところが1つと、今回、地域振興団体ということで指定管理が決まったと、今回出していただいているんですが、例えば指定管理の方法で決まったというところで、各種、その中でもいろんなやり方があったと思います。例えば、今、既存で既にどこからのところをやられている民間のところにも指定管理ができるわけでありまして、ただ今回、新しく任意団体をつくられたところに委託するというところで、そのあたりについて、いろんな候補があった中で任意団体を今回立ち上げられたところに委託されるというところで、そのあたりについてどういったメリット、また目的があつてされたのか、そのあたりについても具体的に教えていただければと思います。

○久原浩文産業創生課長

まず、指定管理者に至った経緯の中で、指定管理者を選んだ理由というか、メリットの部分でございますけれども、第三セクター等もあるという部分はありますけれども、これについては地域の地域振興というのが道の駅については大きく影響していると、地域に根づいた部分という形であれば、当然、今回任意団体ではございますけれども、道の駅しろいしカンパニーのほうを指定管理として、結局、民間ではありますけれども、もう当然利益を追求していかねばいかんですけれども、利益だけではなくて地域の振興、そういった部分のことで、指定管理のほうを選ばせていただいたといったことで御理解いただきたいと思っております。

あと、先ほどもう一つの部分については、任意団体を立ち上げて、ほかに民間もあるという中で、公募によらないでやった理由ということで御理解してよろしいでしょうか。

一応、町の指定管理制度の運用に関する要綱に基づきますと、公募によらない、ちょっと言うと今回、道の駅しろいしカンパニーのほうをした理由、公募によらない合理的な理由については、第5条のほうに地域自治の振興などの目的のため、地域住民団体による自主的な管理運営が期待されるとき等、6号にわたって公募によらない合理的な理由が示されております。今回、道の駅しろいしカンパニーのほうが公募によらない理由としまして、推薦理由として、道の駅しろいしは道路利用者への良好な休憩の場や道路情報の提供、また本町の豊かな地域資源を活用した産業の育成、観光等の地域情報の発信及び町と来訪者との交流を積極的に行うといったことで、道の駅しろいしカンパニーが設立をされております。そういう意味合いで、先ほどの要綱等で地域自治の振興のための目的、それから地域住民、団体による自主的な管理運営、そういった理由で、公募によらず、道の駅しろいしカンパニーのほうを今回、指定の議案としているところでございます。

以上です。

○友田香将雄議員

今回、これをお聞きしているのは、地域の方も大分、興味関心を持たれているテーマだったので、どういった内容でそこを選定されたのかというところを聞かせていた

だきました。今回、オープンが6月1日に控えているということがあって、ぜひこちらのほうに頑張っていたきたいという思いがあるんですが、それとあわせて、今後この地域振興団体のほうを、今現在、任意団体ということなんですが、今後の展望も含めて、法人化も含めて、そのあたりについて、今後の目標じゃないですけども、流れというところを教えていただければと思います。

○久原浩文産業創生課長

あくまで道の駅カンパニーは任意団体でございますので、町としての希望といいですか、こういった方向が望ましいんじゃないかという形で答弁をさせていただきたいと思っておりますけども、基本計画の中でも、任意団体でいく部分がありますけども、将来的には法人格を持って運営していただくのが最適といったことで、基本計画にも載っております。当然、今回、任意団体でスタートするわけでございますけども、この分については、もちろん経営のほう安定していくのが条件ではございますけども、何年を目安というわけでは、こちらからは言えませんが、法人格のほうに速やかになっていただきたいということで、希望としてはございます。

そういった流れで、法人格を持たんことにはいろんな制約もありますので、町としては、法人格のほうをぜひ持っていただくと、ただ時期については、スタートしてそういった収益等を見ながら、カンパニーのほうに提言していきたいと思っております。以上です。

○溝口 誠議員

この指定の期間でございますけども、31年から36年度、平成、5年間であります。5年たった後、将来的にどうしていくのか、保育園のほうも民営化しまして、一応5年後に指定管理から経営移譲しました。その間に評価をして、最適なのかどうかということでした。そういう形で道の駅もするのか、その間にさっき言った法人格をとるということで、経営が安定すればいいんですけども、安定しない場合もあり得るわけです。それで、今、どういう形で5年後されるのか、伺いたいと思います。

○久原浩文産業創生課長

仮定の話で非常に答弁しにくいわけでございますけども、もちろん今話したように毎年毎年事業報告、カンパニーのほうから毎年度事業の報告等を受けるわけございまして、そういった部分を役場として、町として検討しながら、指導もやっていかないかんといったことで自治法のほうに載っておりますので、指導も含めて5年間やっていかせていただいて、5年後については、その5年間の実績を見て判断をしたいと思っております。

当然、その間には恐らく法人格のほうも、これは仮定の話ですけども、法人格を持っていただきたいと思っておりますので、その辺も含めて、当然、毎年毎年の検証もですけども、5年後には必ずそこが、カンパニーさんが指定管理になるかというような部分については、検討させていただくということになると思います。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号「白石町道の駅しろいしの指定管理者の指定について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第10号「土地改良事業の事務の受託について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

質問いたします。

これは土地改良区事業の事務の受託というふうなことの議案なんですけども、これ、私たちが今、嘉瀬川の水、筑後川の水の恩恵を多大に受けて農業をやっているわけなんですけども、1つお伺いしたいのが事務の受託について、今、土地改良区のほうで、うちの町のほうで受けて、土地改良区のほうに委託というふうな形になろうかと思えますけども、事務量、事務と書いてありますけども、実際、事務の作業と現場業務と違いますか、バルブの開け閉め等々あるかと思えます。そうしたところ、これ佐賀市、多久市、向こうの業務まで、全部白石土地改良区のほうで受けなうというふうなことで、メリット、デメリットがあろうかと思えます。また、事業拡大に伴い、職員の配置等も増員するかどうか、その辺のこともあろうかと思えますので、具体的にこの受託についてのメリット、デメリット等々がございましたら、お知らせを願いたいと思います。

○笠原政浩農村整備課長

この土地改良事業、この部分については、基本的に基幹的な部分、要するに嘉瀬川の川上の頭首工から基本的には白石の東調圧水槽、山脚調圧水槽、ここまでの基幹的な部分について、7市町で管理を行うというようなことになっております。一部、操作とか、あるいは例えば配水の要請とかというふうな取りまとめにつきましては、土地改良区に、今までも行ってまいりましたが、これまでどおりやっていただくというふうな委託業務も発生してまいります。

ただ、今回のこの業務につきましては、この基幹的な水利施設そのものを維持管理をしていくというようなことで、国の補助事業を活用しながら行うというようなことで、今回、追加されました佐賀西部導水路の部分、多久の揚水機場も含めてなんですけど、この部分について30年度に完了すること、31年度から各市町で管理をするということでありまして、補助事業を活用する上で、ここは一体的に管理をせんとうまくいかないと。というのも、上部で多久揚水機場あたりが多目にとれば、量をとれば、下流のほうで白石のほうに水がなかなか来にくいとか、そういったこともございますので、そこら辺の調整も含めて一体的に管理をするというようなことで、今回、この事業に取り組んで、7市町で管理を行うというようなことになっております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

いや、今、課長は7市町って言っていますけども、これ結局こっち、白石町のほうで事務受託、受けるわけなんでしょう。うちのほうで一括の管理を今からするというふうなことで、川上頭首工のほうから、結局、多久の今、分水場のことも言われましたけども、うちのほうで一括して管理をするというふうなことにや一ぎんですようちのほうから向こうに出向いて設備の管理等々も、今からずっと行っていかなあかんわけでしょう。そうしたところ、私が言っているのは、職員もふやさんでよかねとか、そこら辺の事務事業と現場業務も繁忙になって、その辺の体制は、受託についてどう考えておられますかということですよ。

○笠原政浩農村整備課長

基本的には、今回の事務そのものについては委託業務にしますが、属地に係る部分、現場で属地に係る部分については、基本的には属地で対応していただきたいというふうに話し合いでなっております。ですから、委託、操作そのものについては、各それぞれの属地で対応していただくということでございまして、例えば単純に施設そのものの管理の点検業務だとか、そういったとこの発注業務とか、そういったものについては、基本的には一括して白石町で行うというふうなことになります。操作そのものについては、基本的には属地で対応していただくというふうなことになっております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

管自体は白石で、あとは属地でしていただくというふうになれば、委託料というか、あるいはまたうちの町のほうから属地に支払いをするというふうな形になるとですか。属地の分は属地の分で、うちに来る支払いの分というかは、天引きとはいかんんですけど、そういうふうな形で組んでいるのか、そこまで具体的にお願いいたします。

○笠原政浩農村整備課長

基本的に、今回、土地改良事業の事務の委託に関する部分については、第2条のほ

うに、委託事務の範囲というところで掲げております排水機場の維持管理に関する事務、それから排水機場等を使用して送水を行う事務ということで、事務の経費ということで御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○井崎好信議員

今回の事務委託は、白石町に係る規約というふうなことでございますが、先ほどの課長の答弁では、白石土地改良区が委託をされるというようなことを理解いたしました。今までと変わらないような事務だろうと、そういう、これが7市町を委託したからといって事務量が相当煩雑になるというようなことは考えられないということで理解いいですね。

それともう一つ、経費の負担の中で、委託費の額なんですけれども、各7市町と白石町長が協議して定めると、そしてまた経費の総額、事務に関する経費の見積もりに関する書類を佐賀市長というか、7市町に送付するというふうなことでございますが、この事務量というのは、その年が、かんがい期が終わった例えば11月ぐらいにしか事務量というのはわからんっちゃなかかなと思います。最初から、もうこの7市町の手務量はこれだけですよというような想定が本当できるのか、実際はかんがい期が済んだから、済んだ時でこれだけの事務量があったもんねというのが普通じゃなかろうかと思えます。その辺はどうでしょうか。

○笠原政浩農村整備課長

事務費の算定基礎、今回予算のほうにも計上しておりますけど、事務費の算定につきましては、基本的には平成25年から白石平野地区のほうには水が入ってきておりまして、ある程度、事務の時間等がわかっております、どのぐらい事務量というのが。それをもとに算定をいたしております。それで、基本的に白石町の平均的な給料を単価を出して、事務費を想定しております。これが広域になったということで、これに係る分の費用が恐らくこのぐらいになるだろうということで、算定をしております。

ただ、事務費につきましては、基本的には25年から送水した白石平野地区の部分については、事務費的には約300万円ちょっとかかっておりました。今度、追加したけんがとって、その分を正規、基本的には工事費だとか何だとかというのは、相対的に見れば白石町が7割5部ぐらいは払わんばらんごた感じになりよつとですけど、この事務費については、補助事業の事務費ですので、あくまでも、今まで杵島地区のほうで300万円そこそこやとつたに、プラスアルファ、倍ぐらいになったにしても、7割5部というのは酷な話やけんが、あくまでも事務費は事務費ということで、残りの部分については追加された3市で、約280万円から290万円程度は3市で負担をしてくださいというようなことで話し合いをしてきたところでございます。

以上でございます。

○井崎好信議員

そういったことが前もってわかっているというふうなことで、そういった取り組みがあっていると。ただ、ここに明文化をしてあったもんですから、私も質問したわけですが、多少、例えば雨が降らず、管理が多くなって事務量がふえたというときには、また想定外の事務量にもなる可能性もあるということですね。

○笠原政浩農村整備課長

基本的に、事務の委託費につきましては、この金額はもう雨が多く降ろうが、降るまいが変わらないと、委託料ということで、お支払いいただくということで話をしております。

以上でございます。

○井崎直樹企画財政課長

今、事務の話が出ております。

当初予算書の説明資料の69ページ、こちらのほうに今、その話が出ております事務の明細割合、負担割合を載せた説明書を添付しております。費用につきましては、こちらのほうをごらんいただければと思っております。

以上でございます。

○井崎好信議員

それでは、事務量も、管理費も、負担割合というようなことでも、当初から決まったことで今後進めて、負担割合の中で各7市町が負担をしていく、事務量も負担をしていくということで理解していいわけですね。そういったことでありますと、こういった、ここに条文というか、規約の中で、経費の見積もりを各7市町の市長さんなりあるいは町長さんと、白石町の町長と協議をして見積もりを送付するとか、そういうことが書いてあるものですから、そういったことを私も質問したところでございます。

○笠原政浩農村整備課長

予算概要説明資料の中にも掲げておりますが、これは管理費の負担の割合ということで掲げております。ただ、ここには事務費の負担の割合等が入っていないかなと思っておりますけど、これはあくまでも各施設の維持管理に関する負担割合でございます。ただ今回、この規約の中にそれぞれ金額を記載せず、規約を結んでいるという部分については、金額が若干変動等もひょっとしたらあるかもわからないということでありまして、今回、金額は別途協議するというような形にさせていただいているような状況でございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第10号「土地改良事業の事務の受託について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第11号「土地改良事業の事務の受託変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号「土地改良事業の事務の受託変更について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

10時31分 休憩

10時50分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第12号「町道の路線変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第12号「町道の路線変更について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第15号「平成30年度白石町一般会計補正予算（第4号）」の産業建設部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示しください。

まず、初めに1ページから歳入20ページまでの産業建設部門について質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がなければ、歳出に入ります。

22ページから最後の55ページまでの産業建設部門について質疑ありませんか。

○草場祥則議員

説明資料の3ページ、担い手確保経営強化支援事業で、これを詳しく説明してもらっていいでしょうか。この文章で、融資残の部分について補助金を交付するとなっておりますけど、この融資残というのはどういうふうな捉え方ですか。

○堤 正久農業振興課長

融資残ということでございます。

資金を借りるということでございます。基本的に、融資事業が主体であるということになります。ですから、融資を約2分の1借りると、その融資を借りた額を限度額として補助金が交付されるということになります。ですから、ここに書いておりますけども、融資額が2分の1が限度といいますか、そこが金額で、残りの部分について補助金が交付されるという事業になります。

以上でございます。

単純に考えると、通常は補助事業という感覚ではなくて、融資主体の事業ということになります。ですから、通常の補助事業というのは、総事業費があって、補助金を引いて自己負担ということになりますが、この自己負担については、自己所有金額、自分の貯金から負担してもよかとですけども、融資が主体でございますので、まず融資を受けるということが基本になります。融資を借りるとするのが2分の1、借りたらその融資の2分の1を限度として補助金が交付されるという事業です。ですから、融資を受けないとだめということになります。よろしいでしょうか。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串武次議員

補正予算書の37ページと38ページでございますけど、37ページの一番下、米政策対策費の中の集落営農組織法人化推進補助金の1,410万6,000円の減額補正と、それから38ページの一番上段の直接支払推進事業補助金142万8,000円、集落営農法人経営安定化支援交付金90万円の減額補正、それから一番下のほうの多面的機能支払交付金資源向上支払（長寿命化）事業補助金でございますけど3,337万5,000円の減額補正、それから一番下の土地改良事業償還補助金239万3,000円の減額補正の内容説明をお願いいたします。

○堤 正久農業振興課長

予算書のページ37ページ、米政策対策費の中の集落営農法人化推進事業費補助金1,410万6,000円の減額補正でございますが、これにつきましては、県の事業ということになります。法人化の登記以降に費やした経費について、その2分の1を補助するものでございます。本年度に、30年度については、南有明地区のみが対象になっております。ほかの白石地区とか福富、竜王、錦江、ここについては、31年度の申請ということになります。この申請時期というのが、法人設立後の1年以内等々に限って行われるわけですが、事業費的に最高のところでもらいたいというような法人等もでございます。これは、1回申請をしたら1回限りの助成というふうなことになっておりますので、各法人について申請時期、申請年度を考えられているということになります。法人も結成されるときに、どれだけの集落営農組織があるかということになりますけども、補助の限度額が1集落営農70万円ということで、最大10集落まで補助の対象になれるということになりまして、限度額が700万円です。上限額が700万円で、その700万円のうち、2分の1が機械等のハード事業に使用できるという補助金でございます。

次に、直接支払推進事業費補助金ですけども、これにつきましては、白石町の再生協議会のほうに補助を行うものでございます。本年度、生産事業費として、見込みで減額の142万8,000円をお願いしているものでございます。

それから、次の集落営農法人経営安定化支援事業交付金でございますが、この事業につきましては、白石町単独で法人化をなされているところに、その経営を安定化させるという目的を持って、3箇年間にわたりまして交付をしているものでございます。1年目に30万円、2年目に20万円、3年目に10万円ということで合計60万円、3年間にわたって交付をしているものでございまして、本年度当初予算で210万円お願いをしておりましたけども、4組織、白石稲穂、それから福富、錦江、竜王に交付をしたものでございまして、どこが法人を設立されていく、また法人の設立総会をされていくというのが不確定なものが多いので、毎年、期待をされるところについて予算計上をお願いをしながら、法人化の推進を行っているところでございますけども、本年につきましては、残りの減額90万円をお願いするものでございます。

以上でございます。

○笠原政浩農村整備課長

予算書38ページの多面的機能支払交付金、資源向上の長寿命化の補助金の減額でございます。

この分につきましては、基本的に補助単価が10アール当たり、田で4,400円、畑で10アール当たり2,000円となっておりますけど、今回、国のほうから内示があった分については、82.8%の内示額でございました。したがって、今回、3,337万5,000円の減額をお願いしているところでございます。

○稲富道広農村整備専門監

それでは、土地改良事業償還補助金の減額について答弁いたします。

これについては、県営圃場整備事業土地総合整備事業ということで、今回、対象件数が1,004件ということで、対象経費が1,941万8,361円、そのうちの通常償還ということになります。この部分を20%償還いたしておりまして、388万3,672円の助成を行っております。実は、繰上償還についても助成をしております。助成につきましては、対象経費の16%ということでしたけれども、今年度につきましては、繰上償還の方がいなかったということで239万3,000円の減額となりました。

以上です。

○大串武次議員

一応、説明はわかりましたけど、再度、直接支払推進協議会の補助金の142万8,000円の分でございますけど、協議会への助成云々という説明でしたけど、これ、その内容をきれいに説明をお願いしたいのが1つと、それから多面的支払交付金の3,300万円、これ90%弱の補助率に下がったというふうなことで、どこかの地区なのか、全体的に約12%、11.幾らになると思いますけど、そこら辺の内容について説明をお願いいたします。

○堤 正久農業振興課長

まずもっておわびをさせていただきたいと思います。

38ページの集落営農法人経営安定化支援交付金、減額の90万円で、先ほど当初予算額210万円と申し上げましたけども、250万円の間違いでございました。申しわけございません。

それでは、直接支払推進事業費、減額の142万8,000円でございます。

これにつきましては、白石町農業再生協議会が行います業務に対しまして経費を助成するものでございまして、全額ではないか、大きなものについてはほとんどが県費、県の再生協議会のほうから交付されるものでございまして、協議会の主な業務につきましては、経営所得安定対策事業の普及推進活動、いわゆる転作についての連絡調整等を行っているものでございまして、協議会では主な支出の項目といたしましては、協議会の委員への報償費、旅費、それから事務経費といたしまして消耗品、印刷費とか出しております。それと、再生協議会では、1名の方を雇用しておりますので、その賃金、それと大きな事業になりますけども、申請書類等の配付、回収、それから転

作の確認、農地情報システム管理業務の委託、それと平成30年度初めて行いましたけども、ドローンによる空撮によりまして麦作の作付確認等を実施したところでございます。

それと、再生協議会から担い手育成事業ということで、担い手の方の組織に助成金等を交付しております、本年度の事業の見込み額が1,533万円ほどになりそうでございますので、今回142万8,000円の減額を行うものでございます。

以上でございます。

○笠原政浩農村整備課長

多面的機能支払交付金の減額についてですけど、これは町全体がそうということと、全国的にこういう交付率ということになっております。

これは、多面的機能支払交付金の農地維持の部分、それから共同の部分につきましては、100%交付がなされております。ただ、全国的に、多面的支払交付金事業に取り組む組織がふえたり、あるいは対象面積がふえたりということで、全体的な予算がふえた結果、全面的に交付が100%でなく、若干薄められたというような形になっているかというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

○大串武次議員

この減額によって、どこの地区でも長寿命化は特に工事計画といいますか、なされていると思います。その面で影響はなかったのか、お尋ねいたします。

○笠原政浩農村整備課長

今現在、金額が少なかったからといって、この分を、事業を取りやめたとかというような情報は入っておりません。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

補正予算書、同じく38ページ、畜産業費、19節の負担金、補助金及び交付金の死亡獣畜処理対策事業費補助金の、ここの中身の説明、件数だとか、そういったところの説明をお願いいたします。

○堤 正久農業振興課長

お答えをさせていただきます。

この事業につきましては、畜産振興を図る上で、どうしても死亡の獣畜というのが出てまいります。それを各畜産農家が処理をするわけですけども、佐賀県内に死亡獣畜を処理する施設がございませんので、長崎まで運搬するということになります。そ

の運搬経費を助成をするという事業になります。1頭につき1万円を上限といたしています。県費2分の1、町費2分の1でございます。搬送したものについては、牛が60頭ほど、それから豚が3頭で、合計の63頭というふうに現在見込みを立てております。そういうことで、当初予算から若干死亡獣畜がふえたということで、今回、63万円の増額補正をお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

そしたら、その確認といいますか、どのような形で処分をしたのか、書類上、何か提出物があるものなのか、現地で確認してくるものなのかという、そういったところの確認のやり方はどうされているのか、お願いいたします。

○堤 正久農業振興課長

確認の方法でございます。

処理場といいますか、そこからの証明書を貼付して、申請をしていただくことになります。

以上でございます。

○重富邦夫議員

そしたら、牛とか豚とか、仮に子供が腹の中におったと、こういうことはどがん扱いになるとですか。1頭は1頭ですか。それまでという数の数え方とか、そのあたりが気になったものですから、お願いいたします。

○堤 正久農業振興課長

まだ、出産していない場合については、まずは1頭は1頭という計算になります。どうしても、運搬費の助成でございますので、死亡獣畜の処理費用を助成しているのではなくて、運搬費を助成をしているということで御理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○中村秀子議員

資料40ページの水産振興費ですけれども、補助金、負担金の水産多面的機能発揮対策事業補助金という長たらしい名前の補助金が減額補正されております。これは、この意味も私は詳しくわかりませんが、多面的な、発揮するような補助金が減額されておりますよね。水産振興費の中では、たくさんの補助金があつて、これだけが減額されているわけです。例えば、有害鳥獣駆除補助金とかというの、この振興費の中にあつたと思います。これ、30万円ぐらいの補助じゃないかと思うんですけども、

これはことし非常にカモが多くて、ノリ業者さんなんかはとても困っておられたりしています。このつけかえ、これを、そこら辺のプラス補正はなくて、こっちのほうのしなくてよかったのかという点と、水産多面的機能発揮対策事業補助金の減額の理由、これはつけかえはできないのかというふうなことをお尋ねいたします。

○笠原政浩農村整備課長

水産多面的機能発揮対策事業補助金ということで、今回、減額をいたしております。これは、基本的には有明海の環境をよくしよう、生態系をよくしようということで、特に佐賀県で取り組まれている方法としては、二枚貝を増殖したいと、それで水質をよくしたいというふうに考えられているところでございます。今年度当初、新有明地区と北明地区の要望等もあっておりましたけど、実績といたしまして、北明地区が実施されたということになっております。そのため、今回減額をいたしております。

もう一点、ノリのカモの被害等を防止するための有害鳥獣の補助金等も準備しておりましたけど、今回、限度額を各支所、漁協の支所ごとに補助の限度額を設けて、10万円ということで設けて実施をしていただいております。実際、実績報告書の中で10万円を超したところもありますけども、超すような要望等もあっておりますけど、10万円が限度と。ただ、逆に実績として、補助金額が7万円とか8万円とかというようなところもございます。そういった状況でございますので、ここは、つけかえというのは、基本的にはこの部分で予算をいただいて実施をしておりますので、それで議会のほうでもこういった形で議決をいただいておりますので、そういった感じで、つけかえということはしないでそのまましております。

以上でございます。

○中村秀子議員

よくわかりましたが、白石町のノリの生産とかというもの、本当に白石町としては誇りを持って全国に出せる産品ですよ。道の駅にもそれは関係するし、全国展開とか、世界展開を考えてみても、非常に大事な特産品だと思うんです。それが、鳥獣、カモに狙われて、限度額の中でそれを、駆除という作業をやられているんじゃないかと思うんです。これがもっときちんと、たくさん予算をつけて、ほかの面は補正予算を組んでプラス補正をされている事業もございますので、現場を見て、要望を聞いて、プラス補正をして、もう本当にいいノリができるような支援というのは必要ないんでしょうか。

○笠原政浩農村整備課長

役場と町内の3支所、ここで連絡協議会等も行っておりまして、その中で話し合いをしながら、事業費、要望等を聞きながら実施をしております。そういった中で今回、こういった結果というような状況になっております。

以上でございます。

○草場祥則議員

説明資料の4ページ、道の駅の関連ですけど、直売施設のファストフードコーナー、それとレストランコーナー、そこら辺を直営でするといようなことを聞いておりますけど、現状どこまで進んでいるものか、もう6月1日にオープンということで、私達も地域振興のためにも大いに期待をしているところでございますが、一番、このレストラン部分がどうなるかといようなこととファストフードコーナー、これは果たしてどこまで直売でできるものか、また現状どこまで話が進んでいるものなのか、お知らせをいただきたいと思っております。

○久原浩文産業創生課長

道の駅のレストラン部分、ファストフード部分の分の進捗でございますけども、今現在、御心配をかけておりますけども、料理長の採用について、募集をかけて、2名様の募集で面接をしておりますけども、採用、不採用の部分については、今、検討をカンパニーのほうでされている状況です。

その部分で、どういった形で料理長のほうの選定が、採用ができるのか、その部分を含めたところで、今後、レストラン部分、ファストフードの部分について検討していくというふうな形になると思っております。

以上です。

○草場祥則議員

そしたら、レストラン部分も、町としての皆さん方の考えといえますか、どういうふうなレストランをするか、中華もあるやろうし、和食もあるやろうし、それは料理人が決まらないとできないということですか。うちがある程度ビジョンをつくって、こういうふうなレストランにしたいといことでいくものか、まだ料理人がわからんけんどういう人がつくるかわからんといようなことでいくわけですか。

○久原浩文産業創生課長

その点については、検討協議会、ワーキング等でも話をしながら、もちろん白石町の農林水産物等を使った料理という形で、メニュー的にはバイキング方式じゃなくて定食等部分で、一品一品という形で、定食あたりで考えているという状況です。ただ、料理人さんが、料理長さん等が決まればその部分について、町とカンパニーと詰めながらメニュー考案をしていくという段階でございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

先ほども質問に上がっていましたが、37ページの5目の米政策対策費ですが、集落営農に関して法人化の推進を目指してあります。また、支援ということで、町の単独の事業も行われておりますが、先ほど聞きますと、期待はしているけれども大変不確

定というようなことをおっしゃっていましたが、今現在、どのぐらいの法人化がなされているのか、町の目標としては2020年度ぐらいまでを目標に法人化に全てをしたいというふうなことがあるようですけれども、今、何%ぐらいなのか、その辺についてお願いします。また、この問題点といいますか、なかなか進まないという問題点なんかがありましたらお願いします。

○堤 正久農業振興課長

集落営農法人についてでございます。

進捗率といいますか、この対策が出されたときには、集落営農組織が70組織ございました。現在は、法人が設立をされて、残り、12集落営農組織が残っております。地域的には、須古の南部、北部、それと干拓の残る10集落営農組織ということになっております。町としましては、大規模ということで推進しているわけではございませんけれども、その集落営農の話し合いの中で、こういった方向がいいのかということになるかと思っております。

過去もお話をさせていただきましたけれども、大規模法人には大規模法人のメリット、デメリットがございます。大きなメリットといたしましては、人材が豊富にあるということが、一つ大きなものではないかなと思います。デメリットとしては、大きいゆえに末端まで意思疎通が図りづらいというようなところもございます。これとは別に、小規模法人につきましては、その逆でございます。なかなか高齢化とか、そういうこともございまして、代表、役員のみ手が限られてくるとか、そういったデメリット、メリット的には、小さいがゆえに皆さんの意見が交わしやすく、意思疎通ができやすいというのがメリットかなあというふうに思っております。

今後も、須古地区については、大分話も進みつつあるようなところになってきております。法人化をなされても、ここの問題について、役場であれ、JAであれ、普及センターであれ、相談といいますか、会合等には出席をしながら、各法人がうまくいくようにということで、お手伝いをさせていただいているところでございます。

問題点は、今先ほど申したところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渕 彰議員

先ほど草場議員さんが3回で、私は意を酌んで聞くことができるかどうかわかりませんが、道の駅の今の状況を考えた場合、ページ数は4ページの分で、今、審議中で2名料理人さんのことを話されておりました。メニューは大体単品ですとかということですが、料理人さんというのは中華系もあるし、和食もあるし、イタリア系もあるし、いろんなのがある。じゃあ、その人によって変わるものか、専門的なその人の、雇った人が私は中華しかできんもんということになれば中華系にいくもんか、それとももうそれに特化した人をあくまでも選んでくるもんか、そこをお尋ねしたいと思

ますが。

○久原浩文産業創生課長

募集をかけて、2名という形で面接をさせていただきましたが、まさしくそういった部分で、まだ当落の判断ができておりません。カンパニーのほうで十分協議をして、今おっしゃいましたように、和もあるし、洋もあるしという部分もありますし、その部分を現在検討中という形で、当落については今のところ出していない状況でございますので、もちろん地域の農産物等を使って、地域の白石ブランドをPRするような形の料理、そこを目指していくというのが方針ですので、そのやり方について、採用、不採用も、ひよっとすれば2名とも不採用という部分もあるかもわかりませんが、そういった形で、今検討中という形で御理解いただきたいと思います。

○西山清則議員

補正予算書の43ページ、19節ですけれども、住宅建築物耐震診断補助金が1,767万9,000円減額になっておりますけれども、これの御説明をお願いいたします。

○喜多忠則建設課長

住宅建築物の耐震診断の補助金ということで、これについては民間の住宅について、昭和56年以前の建物について、耐震の診断とか、または耐震の工事とか、そういったものについて、県の補助、国の補助を入れて助成をするということになっておりました。それとあわせて、特に国道207号線、この沿線については、緊急輸送道路というところで、その建物が倒壊してしまうとその緊急輸送道路が通れないという状況の中で、当初は、その部分については、耐震化の促進をするという観点から補助金をつけようということで計画をしておりましたが、県のほうから途中あって、今回の耐震の事業については、D I D地区ということで、人口集中地区に限ってということで、その207号線については該当しなかったのが一番の大きな要因でございます、減額の大きい。

そういうこととあわせて、住宅の、我々の周知不足等もございまして、耐震に係る理解というか、地震対策というのがなかなか浸透しなかったというところで、減額をさせていただいております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、議案第15号の産業建設部門の質疑を終わります。

日程第8

○片渕栄二郎議長

日程第8、議案第18号「平成30年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第4

号)」を議題とします。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第18号「平成30年度白石町農業集落排水特別会計補正予算(第4号)」について採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○片渕栄二郎議長

日程第9、議案第19号「平成30年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第19号「平成30年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)」について採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第10

○片渕栄二郎議長

日程第10、議案第20号「平成30年度白石町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第20号「平成30年度白石町水道事業会計補正予算(第1号)」につい

て採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第11

○片渕栄二郎議長

日程第11、議案第21号「平成31年度白石町一般会計予算」の産業建設部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示しく下さい。

まず初めに、1ページから44ページまでの産業建設部門について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がなければ、歳出に入ります。

57ページから60ページの地域づくり推進費の中の道の駅ふるさと応援及び白石農業塾関係で質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

予算書58及び59ページです。

12節役務費のところなのですが、ふるさと応援広告料、ふるさと応援手数料、そして13節の委託料のところふるさと応援、こちらのほうは委託料と特産品配送委託料というふうに載っています。

まず、この広告料、手数料及び委託料の詳細を教えてくださいのと、あとは特産品配送の委託料、こちら1億5,000万円と計上されていますが、こちらはどちらのほうに委託をされているのかをお願いします。

○久原浩文産業創生課長

予算書58ページの役務費、ふるさと応援広告料につきましては、各ふるさと納税のサイトの広告料ということで、現在、ふるさとチョイスを初め、6サイトございまして、その手数料、広告料という形で計上させていただいております。

次に、ふるさと応援手数料についてでございますけれども、この手数料については、各サイト、インターネットで申し込まれる場合、カード決済、例えばヤフーカードでの決済手数料、月額利用分、その代理納付システムの手数料と考えていただきたいと思いますけれども、寄附金のカードによる支払いの代理納付システム手数料、これが223万円という形になっております。

それから、59ページ、特産品配送委託料、委託先については、これは返礼品というか、謝礼品の部分で送料込み、謝礼品も込みの1億5,000万円ということにさせていただいておりますけれども、この委託先については、白石町特産物PR推進協議会のほうに委託して、そこから委託契約を結びまして、謝礼品及び配送料まで込んだ委託

料ということで御理解いただきたいと思っております。

あと、もう一つ、その下のふるさと応援広告委託料です。50万円についてでございますけども、これについては、ふるさと納税のパンフレット、リーフレット等の謝礼品等の広告の例えば写真とか、そういった部分でパンフレット、それからサイトに載せる謝礼品等の写真等について、委託料として50万円組んでいるところでございます。以上です。

○友田香将雄議員

特産品配送委託料、こちらのほうで確認なんですけど、6月1日から道の駅しろいしのほうがオープンされますが、そちらの恐らく配送関係は福富直売所のほうでも幾分対応されていたんじゃないかなというふうに認識していたんですけど、道の駅のほうがオープンしますと、そちらのほうとも今後関連がついていくという認識でよろしいのでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

この委託先については、先ほど申しましたように、白石町特産物PR推進協議会という形でさせていただいておりますし、当然、構成メンバーが農協、JA、それから商工会、それから漁協、それと今、産地直売所ありますんで、産地直売所の連絡協議会という形で構成をさせていただきますんで、今現在でもそれぞれ謝礼金、返礼品のほうをその団体から出していただいて、PR推進協議会のほうで謝礼品のお願いをしているところでございますんで、当然、福富直売所がなくなっておりますんで、道の駅しろいしのほうにもそういった形で、返礼品の配送も含めた部分でのお願いはしているところでございます。

以上です。

○片渕 彰議員

ページ58ページ、委託料、道の駅管理委託料、また59ページの道の駅オープンイベント委託料、説明資料の52、53ページでございます。

先ほど、この事業はぜひとも、先ほど課長言われたように、補正のときに言われたように、利益を生む会社であってほしいと思っております。

それで、この1つの事業についてお尋ねいたしますが、ことしの使用料、手数料の分にもほとんど6月1日からの収入としたら10分の6の分の貸し賃というんですか、借用賃、そういうのはほとんど上がっていないということでございますので、その辺についてちょっとお尋ねです。この施設管理費、ふるさと基金もこれ補正から道の駅管理費2,000万円、2,900万円、3,300万円というふうに、たくさんのふるさと応援も使用されております。でも、事業をするというのは、計画的に、ここの要するに土地を借りる、建築を借りるということであれば、例えば今予定としたら、5億円ぐらいの売り上げということであれば10%で5,000万円、1%で500万円ですか、0.5%で250万円というふうに、今、太陽光のことでもそうですけど、いろんな意味で皆さんが共通して町に借地料とか借り賃というのは皆さん納めていますもんね、町民の人た

ちが。じゃあ、道の駅だけそれを、借地権も何もとらんよという、その辺はどういった内容でしているのか、道の駅も事業とみなした場合、これ法人なりするということがありますので、例えば事業計画の中には物品代が幾らですよ、何が幾らですよという計画を立ててあると思います。ですから、その辺で計画的に取らないのか、取らないならどういう理由で借地とか建物代を取らないのか、理由をお聞かせください。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

11時50分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○井崎直樹企画財政課長

午前中、片渕議員さんの御質問で答弁残っておりました道の駅の使用料と申しますか、その県につきまして、私のほうから若干経過を含めて答弁をさせていただきます。

12月14日、1月15日のときに、公有財産管理処分審査委員会というのを、内部組織でございますが、つくっております。この中で、どういうふうは無償貸し付けするとか、そういったことの検討をさせていただいております。

1つに、道の駅しろいし開業までの間、開業した後、地域振興団体ということで、任意団体であるということで、こちらのほうが任意団体のために、借り入れとか運転資金等の準備が非常にできないというところもございます。それと、まだ有沿道路がつながっていないといった等の理由によりまして、使用料と申しますか、太陽光の発電は売り上げで決めたり、通常であれば建物、土地代の評価額から出したりするものでございますけども、今回の場合、まだオープン前の協議の段階で話したときには、そういった理由により、まずは順風に運転をしていただくと、運転資金等をそこで確保していただくといった観点から、当分の間、減免と申しますか、免除と申しますか、そういう考え方で結論をつけたいきさつでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

13時43分 休憩

14時20分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○片渕 彰議員

少し長くはなっておりますが、この道の駅については、町民みんな、我々も皆、すばらしい道の駅になるように願っての発言でございます。

ここで、使用料について、いろんな使用料、今年度も出ておりますが、使用料については、期限を持って使用料の回収じゃないですけど、使った分は使用料としてのお支払いをいただきたいと。ですから、これをいつか延ばすじゃなくて、ちゃんと計画の中にうたい出してやっていただきたいと思いますが、その辺の期日等はどういうふうにお考えでしょうか。できれば、1年ぐらいでお願いしたいということでございます。

以上です。

○田島健一町長

道の駅の使用料についての質問でございました。今年度、計上はさせていただいていないわけでございますけれども、ことし6月1日にオープンをさせていただくようにいたしております。そういうことで、使用料の負担につきましては、来年4月から、2020年4月からということで、使用料負担をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

予算説明資料の52ページをお願いします。

道の駅の整備事業の中で、予算額の説明のところの委託料として、家屋調査業務委託料というふうになっておりますけれども、大丈夫ですか。ここの対象範囲がわかれば、その説明をお願いいたします。

○久原浩文産業創生課長

今回、家屋調査業務委託料400万円を計上しておりますけれども、この範囲というのが、道の駅の西のほうの住宅1棟と、それと農業用倉庫の部分を今回計上させていただいております。これについては、説明のほうでも言いましたけれども、道の駅の整備をするとき、家屋の被害があったということで申し出がありましたので、今回、道の駅の完成と同時に、事後調査という形で家屋調査の業務委託料を計上しております。

以上です。

○重富邦夫議員

それでは、その他、周辺のところは、県道武雄福富線の中で県側が調査をするというふうな認識でいいのでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

この周辺については、ゆうあい館から道の駅側まで、有明海沿岸道路の工事に伴って、平成28年度に事前調査がっております。この周辺、道路周辺、南北、調査があ

っておりますので、今回は道の駅に一番近い部分で、家屋の被害の分が、申し出がありましたので、この1件ですけれども、あとの部分については、有明海沿岸道路での事前調査でございます。その分を今回の事後調査のほうにも利用させていただいておりますけれども、あとの部分についても、当然、県のほうでされるといふ形になると思います。これは、有明海沿岸道路の分が終わった後、当然、事前に家屋調査、被害状況があつて、もう修繕をせんばならんという状況になれば別ですけれども、有明海沿岸道路の完成という形でされると考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○溝上良夫議員

予算書の58ページ、いいですか。説明資料の54ページ、旧福富直売所の管理費、電気料、上水道料合わせて13万3,000円、私の認識不足かもしれませんけれども、これに下水道料はこの上水道の月額4,000円の中に含まれているんですか。ゆうあい館のトイレが廃止をするかもわからないということなんですけれども、ゆうあい館は負担金が40万円計上されております。これに関しては、直売所の分に関しては、下水道の管理料は要らないわけですか。

○久原浩文産業創生課長

予算概要説明54ページ、上水道料としてありますけれども、申しわけありません。上下水道、下水のほうも入って4,000円でございます。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

14時27分 休憩

14時29分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○久原浩文産業創生課長

54ページの分ですけれども、これについては、この地域振興施設については、5月まで道の駅カンパニーのほうで、直売所のほうで運営をされます。6月以降の10箇月分について、これについては議員説明会のときも説明しましたけれども、当然、道の駅の附帯施設として集出荷等での利用とか、各種団体等に利用をさせていただくという形に何っております。当然、直売所の中には、中というか、外のほうに便所のほうがあります。トイレのほうがありますけれども、基本的には、トイレのほうを閉めさせていただくんですけれども、そうした附帯施設、それから各種団体等で利用なさるときは、トイレのほうも使わせていただくという形で、上下水道4,000円の10箇月分を組ませ

ていただいております。

それと、ゆうあい館の40万円ですか、ゆうあい館の分でトイレ負担金として40万円されておりますけども、これについては、昨年1月から12月までの福富直売所でのトイレの部分の下水道の負担部分、これについては、取り決め等がございまして、40万円計上されております。これは、30年1月から12月部分で、翌年度支出という形で負担金は上げられていると思います。32年度は、これは出てこないと思います。

以上でございます。

○溝上良夫議員

ゆうあい館の話をしていいのかわからないですけども、ゆうあい館は予算つけられていますよね、40万円、31年度で。31年度かな。新年度予算つけられていますよね。つけられていないですか。つけられているんですよ、40万円。

この関係、昔から私も気になっていたんですけども、直売所とゆうあい館の関係、今後どうなっていくのか。廃止するという案もあるし、公共のトイレとして使うという話もあります。使うときには、財産管理が何%、ゆうあい館が何%という決め方をするんでしょうけども、そこら辺で今回は直売所の管理の部分には上水道料ということで4,000円の中に含まれているということです。ゆうあい館も31年発生するわけでしょう、40万円の料金。

○井崎直樹企画財政課長

きのう、生涯学習課の説明で若干触れておりますけども、説明不足があったこと、申しわけございません。

先ほども産業創生課長が申し上げましたけども、30年度分を31年度予算に上げたということでありまして。誰に払うかといいますと、福富直売所の生産事業者に払うと。1年分使った分を翌年の予算で納めるというやり方になっておりますので、31年度のトイレ分ではないということでございます。あくまで30年度に使った分を31年度の予算で計上させていただいたと、精算という格好になります。

なお、福富直売所はまだ解散ということではなくて、1月1日に建物所有ということで固定資産税とかの法人税金払ったりとかというのがありますので、まだ精算という格好で残っております。そこにお支払いするというところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

最後の確認です。

この上水道の4,000円というのは、来年度の分の下水道料が含まれているということですか。私、勘違いですか。それだけ確認。

○久原浩文産業創生課長

下水のほうも含まれているという部分で、御理解していただきたいと思います。水道、11立方メートルやったかね、月額で4,000円の10箇月、上下水道料という形で御

理解していただいて結構です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

105ページ、上水道費から109ページの農業委員会費まで質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

109ページの農業総務費から115ページの畜産業費まで質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

予算書の111ページ、鳥獣被害対策実施隊委員賃金と112ページの有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金、それと113ページの有害鳥獣被害防止対策事業費補助金ということで予算を上げられておりますけど、今、鳥獣のことで、特にイノシシの件に関しては、今現在、処分は各ハンターの各自で穴を掘って処分をしてくださいということで町のほうから言われておりますけど、山とか土地を持たない方もいらっしゃるもので、その辺がすごく負担になって、逆に言えば、捕獲をしないでしまうような形にもとられますので、この辺のところを、イノシシの処理のことにに関して何かいい方法を考えていらっしゃるか、お聞きします。

○堤 正久農業振興課長

有害鳥獣の駆除関係でございます。

まず、野生動物を捕獲しようとする場合は、幾つかの法令関係がございます。特に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣法というのが深くかかわってまいります。野生動物を捕獲した後、法律上、どのように対処しなければならないかについては、まずは捕獲した個体は基本的にはその全量を持ち帰るか、もしくは適切に埋設処理をしなければならないということになっております。鳥獣法では、一部の例外を除きまして、捕獲した個体の全量または一部を捕獲した場所に放置することを禁止されております。この鳥獣法に違反した場合については、同法の86条の罰則規定に基づき、30万円以下の罰金が科せられるということになっております。

議員御質問の、土地を所有していない方の捕獲従事者に対して、何らかの措置がないものかということでございます。捕獲鳥獣の有効利用といたしましては、ジビエという、食肉にするということも考えられないことはないんですが、武雄のほうでもなされているわけですが、持ち込まれる捕獲鳥獣のイノシシの約数%、聞いたところによると、3%から5%程度ぐらいしか食肉に利用できないということで、ほかの部分についてはどうなされているのかということでお聞きしたんですけども、捕獲をされた方から1万円程度いただいて、処理業者に頼んで処理をしているというようなことでの回答を伺っております。

白石町では、捕獲鳥獣の処分については、原則、捕獲者の方をお願いをするということでしたしているところがございます。山の中で、例えばとった分については、どうしても重量的に20キロから40キロという状態でございますので、そこから搬出というのなかなか難しいということで、同場所において埋却処分をしていただくようお願いをしているところがございます。何かの方法ということでございますが、なかなか鳥獣の部分については、処理の方法というものは承知をしていないところがございます。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

処理施設のことは、武雄のほうもありますけど、これは処理施設で保健所の許可が通れば販売もできるということです、今、課長が言われたジビエ料理って、今後道の駅ができたときに、一つの目玉商品としてイノシシを使ったジビエ料理というのも考えられると思いますけど、そのときにはこういうふうな施設が、処理をする施設が必要になってきます。

ただ、今言われるように、課長は20キロから40キロというイノシシはほとんど脂身がありません。おいしくありません。食用にするのはもう60キロ以上を超えた、ちょっと脂がついたような感じが食用としては最高のイノシシになりますので、その辺をとるのもハンターの力量でとりますけど、それを山からおろすのは、結構何人か友達でおろして持っていきますけど、その場で穴を掘って埋めるということは、まず不可能です。他人の土地ですから、結局、です。必ずおろして持っていきますけど、その処理をするのに時間がかかったりするから、皆さん無理してとりにいきたくないんですよ。行政側は、イノシシの被害が出ていますから、行ってください、行ってくださいって言いますが、そのイノシシの処理に対して何らかを考えていかんと、ハンター自身としては、結局、時間がなかつたりすると、新しいうちに処理をせんと食べ物にもなりませんので、その辺を考えていただきたいというのが1点なんです。

これも話を聞いたんですけど、イノシシを冷凍保存して動物園とかなんとかに、ライオンとかああいうことに向こうからお金を出してとりに来ていらっしゃるところもあります。ですから、考えようですけど、処理をできるだけの冷凍庫に入れて、例えば近隣やったら大牟田動物園、あの辺のところに向こうからとりにこられますので、お金もかからないんですよ。逆に、向こうがお金を支払いをされます。そうしたら、そんなに費用もかかりません。冷凍庫を買うのが費用がかかりますけどその辺を考えていただけたら、もっとハンターもやる気を出してイノシシをとるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○堤 正久農業振興課長

いい提案をいただきました。捕獲従事者の方については、捕獲した鳥獣の処分については、非常に困られている点もございます。ほかの県では、捕獲したのをそのままして、今さっき申し上げたような鳥獣法の適用を受けて、罰金刑を受けたというような事例もございます。

本町の捕獲従事者の方については、大方、ボランティアという観点から、業務というんですか、捕獲活動に御協力をいただいているものだと思っております。冷蔵庫がどれぐらいの価格になるのか、また動物園としてどういう餌というのがいいのか、そういうところでの考え方についてお伺いをしながら、自治体の方々ともお話を聞いて、その辺、検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

とりあえず、検討していただくということですが、もう一点、前からイノシシをとるわなに、前はばねというか、スプリングみたいなばねをして、イノシシがかかったらぱんとはねるような、これで結構けが人も今まで出ていたんですけど、今、最新式の穴も掘らないでいい、ワイヤにスプリングをぎゅっと縮めて、イノシシがこれぐらいの弁当箱みたいなやつにちょっと乗っただけでワイヤがぱっとくくるやつがあるんです。これは金額的にも高いんですよ。まだ、私も購入をしていませんけど、そういうふうなことも、ずっと新しいやつが出ていますので、ぜひ私たちはいろんな形のと、わなを町から借りていますが、最新式のやつがとれるんじゃないかと思っておりますので、どうかその辺のところも予算をつけていただくことによって、全額出されなくても、半分ぐらいは補助をもらえたら、そういう新しいわなのこともハンターのほうでとれると思います。また、結構今、ハンターも年齢が上がっておりますので、若い人たちもハンターになれるような計画をお願いしたいと思っております。

○堤 正久農業振興課長

最新鋭のわなへの助成ということでございます。どういう装置なのか、私も承知をしていないところでございますけども、情報を得ながらどういうものが適しているのか、また今年についても箱わなの新設等も行っておりますので、予算の許す限り、対応していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

説明資料でお願いいたしたいと思っております。

説明資料の46ページの農業振興地域整備計画費でお尋ねをいたします。

事業内容ですけども、これは5年ごとに農業振興地域の計画を策定せんばならんというふうなことで380万円計上されておりますけども、その文言の中に公共下水道の区域について一部見直しを行うものだというふうなことで、一部見直しとは何を一部見直しをされるか、具体的に御説明をお願いしたいと思っております。

○堤 正久農業振興課長

皆さん御存じのとおり、白石町については農業振興地域というのが、全町について農業振興地域という制度の中に入っております。その中で優良な農地、10ヘクタール以上の連檐をするような農地については、特に農用地区域ということで設定をしているところでございます。

町全体から、今回提案をしております公共下水道、また須古地区の農業集落排水事業の、その区域を一部ということで考えているところでございます。町全体の農業振興地域の中の公共下水道と須古地区の農業集落排水という一部の地域と、地区ということでの一部見直しということで、御理解していただきたいと思っております。

○吉岡英允議員

何となくわかったんですけども、下水道地区一部見直しに、農地のA集、B集じゃなくてあるですね。その辺のことは見直す。ただ、この辺に、ここに下水道区域のあるけんがというふうな農地に線引きをされる見直しなんですか。

○堤 正久農業振興課長

農用地区域といいまして農地を守る観点という地域から農用地区域、生活とかそういう観点から見ますと、農地として守っていくという観点ではなくて、地域の振興とか農業の振興とか、そういうものに充てていくことが可能な農地というようなところでの、そういうところをいわゆる農用地区域から除外をしていくという考え方でございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

説明資料44ページ、土づくり推進事業費補助金についてです。

今議会のときに、土づくりの大切さについても取り上げられていまして、土づくりについて丁寧に対応していくというところが、今後の農業については一番欠かせないところであるというところなんですけど、過去の実績を確認いたしますと、事業としては、件数的には余り芳しくない状況であるというところで載っております。

今年度で150万円弱、また予算がついておりますが、恐らく従来からすると、大分予算が余っていたと思います。今年度、できれば150万円丸々使える、もしくは追加予算として出していくように推進していかなければいけないと思いますが、そのあたりについて対応等いかがに、従来と比べて来年度については、こういった形でされるというものがありませんでしたら、よろしく願います。

○堤 正久農業振興課長

この土づくり推進事業費補助金でございます。町内の牛ふん堆肥を購入された方に対し、4トン以上について、4分の1といたしますか、1トン当たり1,000円を上限に

助成をするということで、ここ数年、年々助成額といいますか、購入補助金額も下がり傾向でございます。土づくりの基本と申しますのは、稲わらとか、麦わらとか、基本的に再度土に戻していくというのが、土をぎりぎり維持するゼロのところかなと思います。そこにあと少し、有機物である牛ふんを入れるとか、そういうことが必要ではないかなというふうに思っておるところでございます。

本年度の農業経営所得安定対策事業の中で、麦の有効利用という観点で、麦わらを焼却しないで農地に還元した場合、10アール当たり1,000円を交付金として交付するという制度であったんですけども、ここをわずかではございますが、10アール当たり500円上げまして、1,500円になして、麦わらの焼却防止と土づくりという観点からそういうことを進めたいと、31年度は思っているところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

土づくりのところに関しては、ぜひ推進のほう、お願いいたします。

先ほどもありました有害鳥獣対策のところについてもなんですけども、私も大分こちらのほうに関しては興味関心を持っております。先ほど前田議員のほうからもありましたように、若手育成のところは今後の鍵になってくるというところで、若い人たちの中では、こういった形の対策については、意識は持っているけども、先ほど言われているように処分場所がないというところで、実際、入会を辞退されているところ、ちゅうちょされているところもあるという話を伺っております。

なので、そういったところに関しても、ぜひとも足を踏み入れやすいような形の対策をお願いしたいというところがありますが、そのあたりについても一言いただければ、後継者対策というところも一言お話しいただければと思います。

○堤 正久農業振興課長

この有害鳥獣駆除の部分での、捕獲従事者の方の若返り方ということでございます。全国的には、狩り女とかそういう関係で、女性の方が多く、そういう捕獲従事者になられているところもあるというふうなお伺いをしているところでございます。白石町内においては、平成29年度がイノシシだけで成獣、幼獣合わせまして250、それから28年度が252頭、平成27年度が269頭と、ここ3箇年、少しずつではございますが、その捕獲頭数も減ってきております。予算の中にもありますけども、実施隊の方に結構御足労をいただいて、いろんな場面で御教授をいただいているところでございますけども、実施隊の方も若干高齢になられてきたかなあというふうに思っておりまして、ここ、31年度予算には上げておりませんが、実施隊の方の若干の若返りも考えていかないと、将来的には大変なことになるんじゃないだろうかというふうな思いを思っておりますので、そういう、若手というのかわかりませんが、次代の捕獲従事者の方の育成についても、今後、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

最後に1つだけ。

説明資料55ページの予算書112ページ、新規農産物開発研究費のところです。

今年度については230万円弱ついていたんですが、来年度については86万円というところの予算がついております。こちらの予算が減った内情、詳細と、できればこういった新規農産物の開発というのは、もっと推進していくべきじゃないかなと思うので、予算としてはもうちょっとつけてよかったんじゃないかなというふうに思いますが、そのあたりについていかがでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

新規農産物開発研究費の分ですけれども、前年度が233万9,000円、本年度が86万円という形で、29、30と平野部での新規野菜の部分を計上しておいた部分で、今回31年度については果樹の試験栽培、28年度から5年計画で行っておりますけれども、この分だけの予算となっております。

29、30については、平野部での事業を展開したわけがございますけれども、佐賀農業高校が29、30年度もやっていただきましたけれども、あと個人の分がなかなか、種子とかなんとかの助成に5万円という部分をやったんですけれども、若干少なかったという部分はあります。

今回、また道の駅の分でも出荷者協議会もできましたんで、出荷者協議会の中でそういった部分が取り組めればというふうな形でありまして、当初から平野部の計画については、29、30の2箇年ということでやっておりまして、今回、果樹のほうを86万円ということにしております。

以上です。

○溝上良夫議員

先ほどの関連、説明資料の55ページです。

これ28年度から、今、実質2年が経過して、成果がまだ得られないと思います。ただ、管理をされている人に聞くと、中心になっている人に聞くと、もうあと管理するのも私が二、三年だろうと、若い後継者がいないという心配をされております。本人に言わせると、後は道の駅で何とかここは管理をされてもらうというふうに思っておられます。そういうふうに聞きました。そういう関係で、白岩地区の人から相談があったのかどうか、そういうふうなことを聞きました。道の駅のほうで管理をしてもらうというふうな話を聞きましたけれども、今後、実際、ここの白岩の方々は、もう管理はあと何年かしかできないというふうなことです。1人、若い人が候補はいるんですけれども、その方もわからないという話で、今後、どうなっていくのか心配で聞きたいんですが、そこら辺の相談事はあったんでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

白岩地区の組合のほうに、28年からやっております。議員おっしゃるように、なかなか後継者がという部分の相談はあっております。ただ、今おっしゃいましたように、

若い方1人いらっしゃるという形で、その方に積極的に組合員の中からも勧誘といいますか、そういった部分はいただいているということで聞いております。もちろん、果樹の部、道の駅のほうで果実ができれば、加工品等でやっていきたいという形で思っておりますので、その辺もまた道の駅カンパニーともども検討しながら、また白岩地区の方々についても、今、おっしゃった後継者あたりの確保等もお願いしながらやっていく考えでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

あくまでも試験栽培ということで、最終的にこの地区でお金になれば管理する方がいらっしゃるんでしょうけども、最悪ならなければ、また後、5年後に荒地になる可能性もあります。そういうことを防ぐためにも、今から手を打っていかないと遅いと思います。そういう面で、ぜひ無駄にならないような計画をお願いしたいんですが、一言答弁をお願いいたします。

○久原浩文産業創生課長

当然、白岩地区の組合のほうにも、こちらのほうからも毎週出向いて、組合員さんともども状況等をお聞きしながらやっております。始めて2年経過、28年からやっておりますけども、あと32年までという形でありまして、この間、十分白岩の組合とも協議しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に移ります。

115ページの農地費から128ページの漁港整備事業費まで質疑ありませんか。

○井崎好信議員

説明資料の60、2点、お伺いをしたいと思っております。

資料説明の、まず60ページでございます。

国営筑後川下流白石土地改良事業の償還金11億円でございますが、予算額に書いてありますとおり、特別型と一般型に分けられておりますが、大きく一般型が多いわけでございますが、事業の内容にございますとおり、特別型につきましては、まだまだ今後、40年まで償還が継続するというようなことでございますが、この一般型について、もうこれで終了するのか、27年度に繰上償還17億円でしたか、1回されております。今回2回目、繰上償還というようなことで、これで終了するのか、過疎債を活用した償還ということで、非常に町にとりましてもいい事業だというふうに理解しております。

それと2点目は、69ページでございます。

基幹水利施設管理事業、佐賀西部地区の管理費の事業でございますが、3,777万円計上されておりますが、白石町は負担割合、本当にこれは受益の面積なり、あるいは配水量からいいましても、当然な管理費の割合だという理解をするわけでございますが、町内にはため池なり、あるいはダムがございます。そのため池なりダムの管理費はどのようになっているのか、そしてまた関連でございますが、きのうのニュースの報道なり、あるいはけさの佐賀新聞等でも、嘉瀬川ダムの貯水量が49.6%と落ち込んで、きょうから取水制限に入るといようなことでもございました。そういったことで、ため池の貯水量までお答えいただけたらというふうに思います。

○稲富道広農村整備専門監

それでは、まず平成27年に繰上償還をした分についてから御説明をいたしたいと思っております。

これは、平成12年から平成26年度までに直送分として事業が完了した分で、場所が小城市の白石平野揚水機場から六角川の山脚調圧水槽と白石東調圧水槽までの間、この分を約17億4,700万円、小城市から白石の六角川の場所まで、調圧水槽までです。

今回行う分につきましては、平成30年度に、今回もう最後に土地改良事業が完了しますけども、この分につきましては、嘉瀬川の川上頭首工の取水口から先ほど申しました小城市の白石平野揚水機場まで、この間についての10億8,700万円、これを一般型ということで、昭和51年から平成30年の事業費の分を一括償還をするということをやっております。

特別型については、先ほど昭和41年までございますけど、これは山脚線の調圧水槽と白石東線の調圧水槽の白石町内の国営事業分が毎年1,957万7,000円の負担金ということでやっております。特別型で支払いを負担金でやっております。

それでは、ページ69ページの基幹水利管理事業の分のため池、これは武雄市から白石土地改良管内でため池を管理をされております。その関係上で、ため池の管理費については、うちのほうで行っているわけではございませんので、白石土地改良区が管理しているということで、実際の管理費については、うちのほうではわかりかねます。

それと、土地改良区管内のため池の貯水量についてですが、これは平成31年3月1日現在の分でございます。白石土地改良区が管理している分については、永池の3ため池、白石ため池、焼米、永谷、嘉瀬川、梅ノ木の4ため池ということで、全体で貯水量につきましては544.8万立米ということになっております。現在の貯水量については372万7,000トンということで、貯水率としましては68.41%ということになっております。

以上です。

○井崎好信議員

それでは、償還分につきましては、一般型は平成27年度と今回の償還で一応完了するというふうな理解でよろしいのですね。ありがとうございます。

69ページでございますが、ため池は、それぞれ管理につきましては武雄市なり、あるいは白石土地改良なり、それぞれの土地改良区で管理しているからわからないとい

うふうなことであったかと思えます。

貯水量につきましては、有明の梅ノ木なり、あるいは永池等の白石の3ため池が平均してでしょうけれども、68.4%ということで、嘉瀬川ダムから比べれば、まあまあ少ない降水量の中でたまっているなあというふうな実感でございますが、町長にお伺いをいたしますけれども、先ほど申し上げましたとおり、けさの新聞にも掲載されましたとおり、嘉瀬川が49.6%というふうに、以前、町長のほうでお話しいたいたときには、60%台でなかったかなあと思うわけでございますが、それから雨も降っているようで量的には降っていないというふうなことから、そしてまた毎日取水ができていからずっと減ってきているような状況でございます。今後、白石平野につきましては、七夕こしひかりが3月下旬から、そしてまた夢しずくにつきましては、5月中旬以降から夢しずくなり、あるいはひのひかり、さがびよりと続けてかんがい期になるわけでございます、この取水量で本当に大丈夫かなというふうに思うわけですが、その辺の御見解をお願いしたいというふうに思えます。

○田島健一町長

昨日、嘉瀬川水系渇水調整協議会が開催されまして、けさの新聞にも載っておったわけでございますけども、農水、上水、工水の利水を5%から50%の程度で、範囲内で制限をすると、また不特定用水については10%程度を制限するというようなことが載っていたかというふうに思えます。

農業用水といたしましては、七夕こしひかり、4月から入るわけでございますけども、4月云々については、私ども、白石で持っている許可量から比べますと、50%カットしても十分に可能かなというところでございます。また、先ほどため池の貯水量も68.4%ということでございまして、結構、七夕こしひかりにつきましては、須古地区を初めとして、町内のため池の水を使うところが多うございますので、4月までは大丈夫かなというふうに思えます。しかしながら、嘉瀬川ダムのたまり具合が今後どうなっていくか、注視をしていかなければいけないと思えますけども、これについては、逐次、管理者である武雄河川事務所とも協議しながら、早目早目の手を打っていかねばいけないというふうに認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

129ページの商工振興費から132ページの観光費の負担金補助及び交付金まで。

○吉岡英允議員

予算書の131ページをお願いいたします。

131ページの15節ですけども、工事請負費というふうなことで、観光地誘致サイン製作設置工事費というふうなことで予算を計上されております。この場所等、どこに

サインを上げられるのか、お教え願いたいと思います。

もう一点、次の132ページですけども、132ページの一番最後のほうに、町観光事業補助金というふうなことで、161万5,000円計上されていますけども、これ、昨年の予算ベースで申しますと、265万9,000円計上されていました。それで、今から道の駅も来て、観光に力を入れていけない我が町で、予算ベースで100万円ほどの減額をされておりますので、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○久原浩文産業創生課長

まず、131ページの工事費につきまして、サイン作成設置工事でございます。

これについては、30年度から行っておりますけども、31年の場所については、観光推進協議会等でまた決定をしたいと思っておりますけども、道の駅から各観光施設のほうに誘導する案内板という形でありますので、そういった形で、本年度は杵島、歌垣方面にという形でつけさせていただいておりますけども、31年については観光推進協議会等で協議して、場所を設定したいと思っております。

それから、132ページの町観光事業補助金でございます。

これにつきましては、実は昨年、256万9,000円の予算をつけておりましたけども、130ページの一番下、観光推進協議会委員等の報償費等105万9,000円計上しておりますけども、昨年は補助金で一括してこの部分に入れておりましたので、この分が差額として出ていると思います。予算自体は、ほぼ変わらないというふうに御理解いただきたいと思います。

以上です。

○吉岡英允議員

わかりました。

そしたら、誘導サイン作成設置、観光協議会と協議をしながら今後決めていくというふうなことですけども、これも議会通りますして、予算執行できたら、道の駅関係のもできますもんで、速やかに、3月の時分に設置するじゃなくて、6月オープンするけんが、オープンに間に合わせていただきたいという旨をお伝えしたいと思います。

○片渕栄二郎議長

質疑ありませんか。

○川崎一平議員

関連でございます。

説明資料の58ページ、観光費の中の白石町観光事業補助金のその中の内訳ですけれども、モニターツアーイベント開催費ということで70万円計上されておりますが、去年もこれ、同じことを行われておると思います。去年は聞くところによると、参加者なんですけれども、公募で参加者を募ったというお話を聞きましたが、実際のところ話を聞くと、誰かがまとめて連れてきた参加者の方が複数、かなりの割合でいらっしやっただようにお聞きいたしました。こういうのは、本当にテストとしてちゃんとした

数字とか、御意見をいただかなければいけない事業だと思いますので、帳面消しのよ
うな人の集め方じゃなくて、しっかりと募集をかけて、モニターツアーの参加者を選
定していただきたいというのが1点あります。ことしも同じような感じでやられるの
かどうかはわかりませんが、その辺、いかがでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

モニターツアーについては、2年経過しております。1年目が、多分議員おっしゃ
るように、集めていただいたという部分があります。ただ、昨年については、
一応募集をかけてというふうな形でさせていただいております。ただ、議員説明会
でも結果報告をした折にも、旅行会社とか、そういった部分も利用せんかという形
でございますので、そういった部分を含めて、本年度については計画をしていきたい
と考えております。

以上です。

○川崎一平議員

確かに議員説明会でも、いろんな議員さんからいろんな御意見が出ていると思
います。そういった御意見、ただ単に聞くだけじゃなくて、できるだけ可能な限り反
映もさせていただきたいというふうに思います。その辺、重ねてお願いしたいと思
います。答弁は結構です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

2点お伺いします。

予算書の132ページ、県観光連携特別事業負担金というのが一番上にあります
けど、その131ページにも県観光連盟会議というのがありますが、これは観光協会
とかなんとかのまとめということで、捉え方でいいのか、それと道の駅も今度
できますので、町として観光協会あたりを新しく考えるというような考えが
まずないのかというのが1点です。

それと、予算の説明資料57ページ、商工振興費、これ31年度、多分消費税
が上がるために、キャッシュレス決済普及事業ということで補助金が出て
おりますけど、この中でソフト事業の委託内容、その中に、巡回訪問支援
ということはわかりますけど、最後に調査ということがありますが、これは
何の調査をしようと思われているのかというのが1点と、次にこの
キャッシュレス決済の端末導入時の初期費用として、上限、1店舗
当たり5万円とありますが、実際のところ、白石町でこのキャッシュ
レスをされるのは大体何店舗ぐらい予想されているのか、わかっ
たらお願いします。

○久原浩文産業創生課長

まず、1点目の132ページ、県観光連盟特別事業負担金の分でございます
けども、

前ページに県観光連盟会費という形であります。県観光連盟の会費については、通常の会費という形ですが、次のページの特別事業負担金につきましては、県観光連盟では一応県内全市町、民間121団体から構成されております一般社団法人の佐賀県観光連盟が実施をしている観光推進費の中で、特別対策事業ということで、観光資源の磨き上げ事業とか情報発信事業、国内観光客確保対策事業等でキャンペーン等を行っているという事業でございます、14万3,000円つけさせていただいているということでございます。

それから、続いてキャッシュレスの関連でございます。（「課長、観光協会の立ち上げの方針」と呼ぶ者あり）

すみません。観光協会の立ち上げの方針ですが、これについては、観光推進基本計画の中にもございます。ただ、観光協会と銘打っているわけではございませんけれども、観光推進協議会みたいな部分で、最終的に立ち上げろという形でございます。県内市町見れば、観光協会につきましては、宿泊所がある、旅館があるとか、そういった部分で観光協会を商工会とは別につくられているというところが主流でございます。ただ、本町はそういった宿泊の部分がございますけれども、その点、商工会とも協議しながら、観光推進協議会の中でも協議しながら、最終的には立ち上げたいとは考えておりますが、基本計画の中にもそういった部分があるということで理解をしているところでございます。

あと、57ページの商工振興費の中のキャッシュレス決済事業の普及啓発活動巡回訪問支援、それは調査、調査について先ほど言われましたように、キャッシュレス決済普及事業については、消費税増税がありますので、それに向けてのキャッシュレス化という形で県の事業となっております。このソフト事業につきましては、町の商工会のほうに委託をしたいと考えておりますけれども、恐らくキャッシュレスに関する調査と。ただ、今、キャッシュレスだけじゃなくてQRコード等、いろいろ上がってきておりますので、その意向調査という部分で考えております。ただ、調査の内容については、今後、詰めていきたいというふうに考えております。

それから、端末の導入の初期経費、上限1店舗当たり5万円という形でございますけれども、この分については、一応、調査とかなんとかはしております。ただ、商工会との話の中で約20件分、予算としては計上しておこうという形でやっております。ただ、現在も、実際キャッシュレスをやっておられる事業所もあると聞いております。消費税増税を見込んで、そういったポイントとか部分での、今さっき言いました意向調査等あたりまで、キャッシュレス化の分について、県の事業ではございますけれども、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

観光協会の立ち上げのことは、今後、道の駅もできてきて、須古観光歴史とかで、振興会か、振興会とかありますので、ああいうところの情報発信を今度、道の駅からされると思いますけど、観光協会があって、その中でいろんな白石町内の観光について、もう少し深くやっていただきたいと思いますので、ぜひ早目の設立をお

願います。

それと、今のキャッシュレス決済のところですけど、これ、上限が1店舗5万円とありますけど、大体、私も機械自体の金額はわかりませんが、どれぐらいの金額かわかりますか。わからなければいいんですけど、私で調べますけど。5万円ということは、実際どれぐらいの割合が当たるのかわからなかったもので、お聞きします。

○久原浩文産業創生課長

今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後だってお願ひしてよろしいでしょうか。一応、県の補助は2分の1という形になっておりますので、機械購入の2分の1、限度額が5万円という形になっておりますので、多分十数万円、十四、五万円はするんじゃないかというふうに思っておりますけども、确实なところは後だっぺよかですか。

○中村秀子議員

57ページのキャッシュレス決済についてですが、消費税増税を見込むと、ポイント還元等ございまして、消費者としてはどうしてもキャッシュレス、簡単だしやりたいと思うところですよ。町としても、県としても、それを活性化のために、インバウンドとか見込んだときには、推進するような方向で進んでいかれると思うんですけど、道の駅の店舗についても推進する立場であるならば、ぜひキャッシュレス決済ができるようなシステムではないかなというふうに思うんで、そこら辺がいかがなものか、どういふふうに考えておられるのか、また年金をもらえる方も銀行に入りますので、農協のカードというか、あれはカードとかお持ちですよ。プリペイドカードとかというのいろいろありますが、キャッシュレスで買おうとかというときには、練習試合が必要ですよ。全くしたことがない人が、どがんすぎよかろうかということではいけませんので、練習場として道の駅なんかを当たって、例えばいきいき教室なんかで買い物支援をされるというような事業がありますよ。買い物に、しゃきっと教室か何やったか、忘れましてけれども、そういうときに道の駅が開通するまでは、余りもうからないような試算であるならば、そこにそういう方々を連れていって、キャッシュレス決済の練習を、皆さんこうするんですよと連れていった方が指導していただければ、あ、こんな簡単なのかということよ、ほかの店舗でも使用になると思うんですよ。えてして高齢者になると新しいやり方については、なかなかおっくうな面がございまして、そういうのも含めて、ポイント還元とかということもありませんよというふうなことで、道の駅での導入と、あるいは白石町内各店舗での普及促進に前向きに取り組んでいこうと、進めていこうというふうな姿勢についていかがでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

キャッシュレスの関係で、道の駅でもという形であります。もちろん、今の駅長さんのほうも、キャッシュレス化という部分は考えにございまして。ただ、今、ちょっと言いましたけれども、キャッシュレスカードともう一つ、QRコードという部分で、いろいろ今、手数料が安い分とかが出てきております。経済産業省がキャッシュレス

化、総務省のほうはそういうQRコードの推進とか、国のほうもどっちという部分が出ておりません。当然、道の駅についても、オープン当初からというのができないかもわかりませんが、そういうレジシステムが対応できるような部分を、レジの部分については購入する、後づけでもできるという部分でしたいと考えております。

それから、もう一点の分が、今回、うちの部分については、事業者の部分で、お店側の部分の補助という形で端末とか、それから啓発普及の部分の補助をやっております。実際、カードを使われる方の分については、予算上は何も上げておりません。基本的には、カードについても、全てのカードにリスクがございます。個人の考え方という部分もありますけど、やはりポイントという感じになれば、つくられたほうがいいという部分については、啓発はできるのかなとは思っておりますけども、当然、事業者側がそういう端末とかなんとか据えていただかないと利用ができないということですので、今回、事業者側の補助金ということで計上させていただいているところでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

15時33分 休憩

15時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○久原浩文産業創生課長

先ほど前田議員の答弁を保留しておりましたキャッシュレス決済端末導入の初期経費でございますけども、平均10万円程度といったことで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

予算書130ページ、全体的なところになってしまうんですが、観光費のところで、歌垣公園の管理とかそのあたり、あとは31ページのところに関しては、桜の里清掃委託料とかも載ってはいるんですが、全体的に確認しますと、予算のところ観光地、もしくは今後観光地になり得るだろうというところに対しての整備費用等が載っていないような印象を受けます。私、大分以前から、道の駅のオープンのところに合わせて観光地になり得るような場所に関しても、整備を進めていくべきだということで再三お話ししていたので大変残念ではあるんですが、その整備についての予算を設けられていないというところに関しての考えというところをお聞かせ願えますでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

考え方でございますけども、歌垣公園等についても、老朽化がしております。研修センター、それからロッジ等、耐用年数を過ぎていたという状況で、本年度についても、公共施設の総合管理計画と個別での計画等も策定するという形になっておりますんで、その辺を見きわめながらという部分もありまして、最低限の部分で管理費を上げさせていただいております。当然、遊具検査等、補修点検をやるんですけども、そういった部分で、もし危険な部分があったら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

あとは、予算説明書の58ページのところに詳しく載っておりますので、そちらのほうで確認しますと、工事請負費のところは誘導サイン等の作成費と一緒にあります。例えば、先ほどのお話の優先順位等の勘案をされるのであれば、こういったところをするより、まず整備をした上での観光地になり得る場所の選定、あとは整備をしてからこそその観光案内等の看板を出すべきじゃないかなと、順序のほうは私としては逆じゃないかなというところで考えていますが、いかがでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

当然、施設のほうの整備が進まない中で、そこに来ていただいて、がっかりして帰られるといった部分が懸念されるというのもあります。

この観光の誘導のサインの分については、観光推進基本計画のほうで一応のっている部分という形で掲載をしておりますけども、道の駅から各観光地の誘導という形でサイン設置をさせていただいて、公共施設の総合計画の内容を見ながら、整備していくところは整備していかなくてはいけないとは考えておりますけども、費用対効果等を勘案しながらやっていきたいというふうに考えています。

答弁になりませんでしたけども、以上です。

○友田香将雄議員

そしたら、町長のほうにもお聞きさせていただきたいと思います。

先ほどからお話ししているように、今後、観光推進協議会のところ、こういった話し合いのところに関しても、恐らくこういった整備関係、または優先順位の中の観光地の整備等の話が出てくると思います。そのあたりの話を勘案いただいてこそ、整備のほうを、道の駅のオープンの先に、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。そのあたりについていかがでしょうか。

○田島健一町長

先ほど課長も答弁いたしましたように、公共施設等の見直し等々、管理の話ございます。そういった中でも議論をし、そして見苦しい格好は外に人に見せるわけにいき

ませんので、部分的なことはあるでしょうけれども、全体的な整備をどうしていくかというところについては、もっともっと深く議論をしていかないかなというふうに思います。

ましてや、私どもも先ほどからお話ありますように、道の駅をつくることによって、交流人口、観光入り客をたくさんつくっていかうと、そういった中においては、この部分、観光の部分をおろそかにするわけには絶対いきませんので、そこら辺は町内、観光協会、協議会とか、また議員さんたちのお力もかりながら議論をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に移ります。

132ページ、土木総務費から140ページの港湾管理費まで。

○吉岡英允議員

2点お伺いします。

135ページの19節の一番下、航空写真共同撮影市町負担金というふうなことで計上されております。昨年ではございませんでしたので、何を航空写真されるか、実際、計画の内容を教えてくださいたいと思います。

それともう一つ、139ページですけれども、13節の委託料の中に測量設計業務委託というふうなことで1,200万円計上されております。どこの測量設計を、これ金額的にも1,200万円の業務委託というふうなことで、太うございますので、内容のほどお知らせ願いたいと思います。

○喜多忠則建設課長

まず、航空写真共同撮影市町負担金ということで、793万8,000円計上しておりますが、これについては、昨年5月ごろから佐賀県の西部ブロック空中写真撮影ということで、これについて、写真地図の作成業務をどうしようかということで検討をしております。その中で、構成市町については、多久市もあるし、武雄市、鹿島市等々10市町で、この空中写真撮影をどうしようかということで検討をしております。総撮影面積が約1,061.84平方キロメートルということで、非常に広い面積を航空写真で撮るということで計画をしております。

その一番の、最大の目的というのは、まずもって税務関係のほうで路線価に伴う土地評価替え、この年に合わせてこういった写真撮影で、新たに最新の情報を入手したらということと、あわせていろいろ汎用性があると、この写真については、業務については、我々でいえば地積測量と現地の写真との違いとか、そういう比較が簡単にできるとか、いろいろと汎用性があるということで各市町の利害が一致しまして、これについては大体こととして、また次回がいつになるかわかりませんが、一応そういう

ことで今回予算を計上しておるわけでございます。

あと、もう一点につきましては、測量設計業務委託量ということで、139ページです。これについては、1,200万円という金額ですが、これは福吉の深通の配水樋管の前の、南のほうの町道でございます。あそこの町道の路肩のほうは、水路と並行しておりまして、そこの水路の石積みが一部崩壊をしております。これについては、我々もずっと観測をしております、一、二センチ程度、どうもずれているという状況で、このまましておいたら危ないということで、まずもってそこについては全域を測量せんといかんと、そして家屋調査も入れながら、一応測量、そしてまたどういった方向で設計するのか、構造をどうするのか、そういったものを調査とあわせて設計委託をするということで考えております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

そしたら、まず1点目お伺いした航空写真の件なんですけども、各市町で割るといふうなことで、航空写真の総予算的なものはそしたら幾らなんですか。多額の金額だと思います。また、航空写真を撮られる時期も関係してくるんじゃないかなと思います。また、税務関係も言われたですけども、税も取れて、費用対効果もその辺算出をされてあるのか、お伺いしたいと思います。

また、2点目のことにお伺いなんですけども、これ財源みようぎんですね一般財源とその他というふうなことで、国・県の補助も何もなしで、町からの持ち出しで多額の事業をされるわけなんですけども、必要だからされるとは思いますけども、実際1,200万円という業務委託の積算根拠を2点お伺いしたいと思います。

○喜多忠則建設課長

まず、1点目の西部ブロックで空中写真撮影する総額、金額ということで、今、伊万里市が事務局になっておりまして、その事務局が積算したところ、多額な、8,252万2,000円ということで、8,000万円を超える撮影金額になっております。それで、それを撮影面積割ということで、白石町は99.56平方キロありますので、これを面積割して今の予算を計上しております。

その撮影時期につきましては、一番いいのが冬場とか、秋とかがいいんですが、なかなかそこについては費用的な問題もあるということを知っておりまして、一応今の計画では4月から7月の時期が一番、ある程度単価を抑えられるということも聞いておりまして、撮影期間については4月から7月を計画をされております。

あと、費用対効果については、当然ながら、各市町の先ほど言いました利害関係も一致しておりますので、積算については、手元にはございませんが、うちは前向きに積算を、そういうことで、はっきり申しまして3年に一遍ぐらいは、そのぐらいは撮影をせんと、精度的な問題とか日々状態が変わると、そういうことに対応せんといかんといい中で、目安としては3年に一遍、要するに評価替えのときにしたいということで考えております。

そして、もう一点目の深通の配水樋管前の測量、1,200万円という多額な金額で、

一般財源しかないんじゃないかというような御指摘だと思いますが、これについても、災害復旧事業とかそういったものに該当すればあれですけど、今のところ、そういった事業というのが見つかっておりません。何か、そういう事業に振りかえられることがあれば、今後、検討はしたいと思いますが、今のところ、単費で計上するしかないということで、今、上げております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○重富邦夫議員

関連になります。

予算書135、先ほどの航空写真共同撮影市町負担金の中で、次回の撮影がわからないと、何年で更新するのか、大体3年に一度が適切ではないかというふうな話でございましたけれども、これ、グーグルの航空写真が正式に発表はされていないということなんですけれども、1年から3年程度で更新されるというふうになっておりまして、ストリートビューのほうではなくて、上からの航空写真のほう、こういったところと一緒にどうにかやるというふうな協議というか、そういった話は出なかったものなのか、また写真の鮮明度というのがどこまでアップで確認できるのかとか、そういうところの内容がわかればお願いいたします。

○井崎直樹企画財政課長

私のほうから補足説明ということでさせていただきます。

まず、航空写真でございますが、1つの町で飛行機を飛ばすのも1回でお金がかかります。一度飛ばせば、飛行機ですので、ある程度の面積、撮影が可能になります。というところで、ここで費用対効果が発生すると。

もう一点が、2年、3年、27年やったと思いますが、県内一斉に一度やっております。このときには、佐賀市がかたっておりません。それぞれ自分の撮りたい時期というのが、評価替えの前であったり、評価替えの後であったりということで、統一的計画がなかったと。ただ、各市町村、航空写真が余りにも高いということで、共同でできないかという話がずっと前からあっておりまして、今回は西部ブロックに分けたということでございます。

グーグルのお話もあります。確かに、グーグルビューはありますけども、いつ撮ったかというのが大事になります。いつ家が建っているか、建っていないか、この時点で、グーグルはいつ撮られたかわかりませんので、家があるか、ないかわからないということでございます。

一番いいのは、職員が使っておりますGISというのがございます。地理情報システムでございます。字図、字番と、ただ単に航空写真で番地はわかりません。今使っている分につきましては、航空写真と番地の併用の見れるというメリットもございません。次回が、課長、わかりませんと申し上げましたのが、定期的に撮れる予算があれ

ば問題ないんですけども、各市町村、事情がございます。うちはそがごつとい撮り切らんとか、そこで初めて、合意ができてから団体撮影というのが発生するようになります。次の撮影でまた参加市町村、全員合意がとればまた撮るような格好になると思いますが、とれなければ白石町だけ飛ばしますよと、白石と伊万里だけ飛ばしますとなりますと、費用対効果が余り見込めません。途中、撮らないようになりますので、ある程度連続で撮っていくことによって費用対効果が発生するというので、次の撮影については、非常にまた担当が寄って話し合った上で撮影の時期も考えられると思います。

また、撮る時期においても、冬場が澄んでいいんですけども、影が伸びます、時間帯によっては。この影を嫌がります。家の影が非常に伸びて障害になると。5月がいいということもございます。ただ、5月はPM2.5で曇りがちだったと、いろんな各市町村自己主張をしてまいりますので、そこはこの協議会の中で話をしながら、撮影時期を合わせて、合意ができて初めてこの予算が計上できるということになっております。

以上でございます。

○喜多忠則建設課長

先ほど財政課長さんが言われたとおりでございますが、そこでグーグルの活用ということでの話もありまして、この協議会でも確認をとっておるといような話を聞いております。

今回は、ある程度精度を求めるという中で、公共測量作業規程という規定に基づいて行うということ聞いております。ということは、ある程度の、グーグルみたいな精度じゃなくして、精度をもっと高い精度で持っていくということと、そこで基本的にはセスナ機を飛ばすと。それで、それ以外では何があるかというのが、衛星写真ということでありまして、その衛星写真もそれなりの精度が要ることになっております。

あと、話の中では、それじゃあ今のドローンは活用できないかとかという話も出てきておりましたが、ドローンは、公共測量作業規程には今のところ入っていないと。そして、逆にドローンは面積が余りにも、1,000平方キロメートル以上ということで、点数がかなり撮らんといかんと、場所の、逆に高くつくということとか、作業が煩雑になるとか、そういう理由でセスナが妥当だろうということになっております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

141ページの都市計画総務費から143ページの砂防費まで、180ページの災害復旧費及び189ページの継続費、190ページの債務負担行為関係で質疑ありませんか。

○西山清則議員

142ページです。

節の14節と15節の町営住宅用地借上料、それと町営住宅改修工事費、町営住宅解体工事費、これらの場所をお聞かせ願いたいと思います。

○喜多忠則建設課長

まず、町営住宅の用地借上料ということで190万4,000円上げておりましたが、これについては福富の住ノ江の団地でございます。

あと、町営住宅の改修工事費200万円については、廻里津住宅のプロパンガスの置き場の改修ということで、その分の工事費でございます。

あと、町営住宅の解体工事費620万円計上しておりますが、これについては、白石地区の廿治住宅、昭和36年建築ということで非常に古い住宅がございます。この部分については、5棟の解体ということで、その計画をしております。これについては、白石町公共施設整備計画にも関連しますが、それに基づいて解体したいということで計画をしております。

以上です。

○溝上良夫議員

先ほどの一緒です。町営住宅借上料と町営住宅解体工事です。

まず、解体工事から。

廿治住宅、全て解体になると思います。5棟やったら、その後の計画、どういう計画をされているのかと、これ町営住宅の借上料、合併当初から心配していたんですが、これは何年目になるんですか、実際。ことしで何年目なのか、あと何年払うのか。例えば、50年払ったら1億円の金になります。買い上げの話を1回したことがあります。町長の答弁が聞けたと思いますけども、その後、見直しをされたのか、このままいくのか、このまま最後まで、解体するまで払い続けるのか、答弁をお願いいたします。

○喜多忠則建設課長

先ほどの廿治住宅の解体については、この予算書の142ページのほうの下から5段目に公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料ということで、ことしこれが新規というか、一応、既存の長寿命化計画をつくっておるものをもう一回見直そうということで、この部分については長寿命化計画を策定しております。これについては、今の住宅と全てこれをもう一回検討しながら、そして将来、これを建てかえていいものか、用途廃止をするものか、またはそういった改築で可能なのかとか、そういうものを計画をしたいということで上げております。それと、そういうことで、今後、こういった廿治住宅の跡地をどうするかは、そこで検討したいということで考えております。

あと、御指摘の町営住宅の用地の借り上げ、これにつきましては、建設当時、昭和56年ぐらいからずっと土地を借り上げているという状況だと思います。そういったところで、ずっと地権者の方のほうに、その当時、米何俵という形で単価契約をしながら

ら、平米幾らということで支出をしております。今後、願わくばそういうことで用地が購入できるような環境になれば、その辺は地権者の方と折衝を、1回はしておると、私のほうでは聞いておりませんが、ずっと以前は、お話ししたとは聞いております。ただ、去年のほうでは、そういった用地の買収というか、購入についての働きかけは、今のところしておりません。ただ、これについても、町営住宅の問題、課題として、どうにかしたいということでは考えております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

この借りに関してですけれども、前も言ったんですが、今の世の中、地権者がどういうふうな、抵当に入ったりということもある可能性があります。そのときには困るんじゃないかなというのと、よく安い金額というか、高い金額かわかりませんが、値上げの話がなかったのかどうか、そういうところと、もう一つ、新しい項目で、住宅総務費、一番上の耐震改修促進計画策定業務委託料、これも新しい文言だと思いますけれども、その説明もお願いをいたします。もう最後かな。もう一回あるとかな。

○喜多忠則建設課長

まずもって、町営住宅の用地の借りに関しては、地権者の方とのお話の中で、値上げとかという話は現在のところあっておりません。今までどおり、維持をさせていただいております。

旧福富のほうは、以前からそういったことで、購入という形ではなくして借地ということになっておまして、ずっと前は、逆にそこは解体して更地にしたという経緯もございます。ただ、住ノ江住宅については、まだそのまま借地を続けておりますので、これも今後そういうことで、地権者の方とはお話をしていかなければならないと思っております。

あと、耐震改修促進計画ということで、策定業務の委託料を上げております。これにつきましては、白石町建築物耐震改修促進計画ということが平成22年12月に計画を策定しております。これにつきましては、策定後10年が経過したということで、その間、耐震改修促進法の改正というのがあるということで、これに対応した見直しが必要であるのではないかということで、今回、この計画の見直しをあわせてするものがございます。これについても、国等の補助を入れながら実施する計画ではございます。白石町においても、マグニチュード7以上の地震を引き起こす可能性にある佐賀平野北縁断層帯に近いためということで、大規模地震が発生をした場合、想定した場合、建築物の耐震化に向けた取り組みが必要であるという中で、今回、近年の大規模地震の発生及び先ほど言いました耐震改修促進法の改正内容を踏まえながら、これまで以上に建築物の耐震化を促進し、人的、経済的被害を軽減することを目的といたしまして、今回、現行計画を見直すということにしております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

最後に、町営住宅の解体の確認なのですが、旧町るとき、これを全部解体したら、国の補助金かなんかを使っているから、これと同等のやつをつくらなくちゃいけないという条件があつて、解体ができないという話がありました。そこら辺の縛りはもうなくなったんでしょうか。どういう形で使おうが構わないわけですか。この町営住宅を建てなきゃいけないという条件があつたという話を聞いたんですが、その話はもうなくなっているんですか。

○喜多忠則建設課長

その辺については、一度、県のほうにも確認をとりながら、今、どこの市町も悩みの老朽化した住宅をどう今後扱うのか、するのかということで、それと入居者が今、地方は非常に少ない状況の中で、そういったものをどう維持していくのか、逆に解体する方向ですればどうですかという問いかけとか、逆にある程度、最低限の住宅というのは、低所得者層の方にとっては非常にありがたい住宅ということで認識しております。公営住宅についてはこれを、こういった我々の人口規模でどれだけ必要なのか、これについては今、県の建築課等と打診しながら、今後の、先ほど申しました公営住宅等長寿命化計画の中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議案第21号産業建設部門の質疑を終わります。

日程第12

○片渕栄二郎議長

日程第12、議案第24号「平成31年度白石町下水道事業会計予算」を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第24号「平成31年度白石町下水道事業会計予算」について採決します。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第13

○片渕栄二郎議長

日程第13、議案第25号「平成31年度白石町水道事業会計予算」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第25号「平成31年度白石町水道事業会計予算」について採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第14

○片渕栄二郎議長

日程第14、町長から追加議案が提出されています。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆さん、長時間の議案審議、お疲れさまでございます。

本日、人事案件を1件追加提案させていただきたいので、提案理由を御説明申し上げます。

議案第26号「副町長の選任について」は、本年3月31日で任期満了を迎えます百武和義副町長につきまして、これまでの実績等に鑑み、引き続き副町長として選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。どうか御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

説明が終わりました。

この議案第16号については、15日に審議、採決を行います。

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすは議案審査のため休会となっています。

本日はこれにて散会します。

16時21分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年3月13日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 川 崎 一 平

署 名 議 員 前 田 弘次郎

事 務 局 長 小 柳 八 束